

# **築上町人権教育・啓発基本指針（改定）**

**【 素 案 】**

平成 31 年 1 月

**築 上 町**



## 目 次

第1章 はじめに .....	1
1. 基本指針策定の趣旨 .....	1
2. 基本指針の性格 .....	2
3. 人権教育・啓発推進の視点 .....	3
4. 推進体制等 .....	4
第2章 人権を取り巻く状況 .....	7
1. 國際的な潮流 .....	7
2. 我が国における取り組み .....	8
3. 福岡県における取り組み .....	9
4. 本町における取り組み .....	10
第3章 人権教育・啓発の推進 .....	13
1. あらゆる場における人権教育・啓発の推進 .....	14
2. 人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進 .....	22
第4章 分野別施策の推進 .....	27
1. 同和問題 .....	27
2. 女性に関する問題 .....	32
3. 子どもに関する問題 .....	37
4. 高齢者に関する問題 .....	42
5. 障がいのある人に関する問題 .....	47
6. 外国人に関する問題 .....	52
7. H.I.V感染者・エイズ患者・ハンセン病患者等に関する問題 .....	55
8. インターネットによる人権侵害 .....	59
9. 性的マイノリティに関する問題 .....	60
10. 生活困窮者等に関する問題 .....	61
11. さまざまな人権問題 .....	63
第5章 基本指針の推進 .....	69
1. 指導者の養成 .....	69
2. 人権教育・啓発資料等の整備 .....	69
3. 効果的な手法による人権教育・啓発の実施 .....	69
4. 隣保館事業の充実 .....	70
5. 町職員や各種団体等の研修の充実 .....	70
6. 福岡県、近隣市町村、関係団体等との連携 .....	70
7. 基本指針の見直し .....	70

## 資料

資料 1	世界人権宣言 .....	73
資料 2	日本国憲法（抄） .....	77
資料 3	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 .....	80
資料 4	築上町同和問題の早期解決と人権擁護に関する条例 .....	81
資料 5	築上町同和問題の早期解決と人権擁護に関する規則 .....	82

# 第1章 はじめに



## 第1章 はじめに

### 1. 基本指針策定の趣旨

本町では、日本国憲法で保障されている基本的人権を尊重し、豊かな人権感覚を身に付けることを通して、共生社会の実現と人権文化の構築に向けた人権施策の総合的な推進を図ってきました。

2000年（平成12年）に公布・施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の規定に基づき、2012年（平成24年）に「築上町人権教育・啓発基本指針」（以下「基本指針」という。）を策定し、本町の実情に即した人権教育・啓発に関する施策を推進してきました。

近年は、高齢化、国際化、高度情報化などを背景として新たな人権問題が発生していることから、子ども・高齢者・障がいのある人に対する虐待の防止を目的とした法律や、障がいを理由とする差別の解消、ヘイトスピーチ※の解消、部落差別の解消を目的とした法律など、個別の人権問題の解決に向けた法整備が進められています。

しかしながら、依然として、学校、地域、家庭、職域など社会生活の様々な局面において、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人等に対する偏見や差別が存在しています。人権意識の高揚は、豊かな町民生活を実現するための極めて重要な課題であり、限られた財源の中で、住民のニーズや地域の実情に合った独自の施策を展開していくことが必要とされています。

このため、これらの人権を取り巻く状況の大きな変化や人権問題の多様化・複雑化していることを踏まえ、必要な見直しを行うものです。

※ヘイトスピーチ（「差別言動」）

主に人種、国籍、思想、性別、障がい、職業、外見など、自ら能動的に変えることが不可能な、あるいは困難な特質を理由に特定の個人や集団をおとしめ、暴力や差別をあおるような主張をすること、さらには他人をそのようにあおり立てる発言(書き込み)のこと。

## 2. 基本指針の性格

---

本基本指針は、次の性格を有するものです。

- ① 国の「人権教育・啓発に関する基本計画」及び福岡県の「人権教育のための国連10年福岡県行動計画」「福岡県人権教育・啓発基本指針」の趣旨を念頭に、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するために策定すること。
- ② 本町における人権が尊重される社会の実現を目指すための人権教育・啓発の在り方を示すものであること。
- ③ 2017年（平成29年）に実施した「人権・部落問題（「同和」問題）に関する住民意識調査」（以下「人権に関する住民意識調査」という。）等を参考にして、より明らかとなっている本町の実態に基づき、学校、地域、家庭、職域その他様々な場を通して、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得できるよう、中長期的な展望の下に策定すること。
- ④ 1965年（昭和40年）の「同和対策審議会」の答申を受けて、1969年（昭和44年）に「同和対策事業特別措置法」が施行されて以来、同和問題についての正しい理解と認識を深めるために進めてきた人権・同和教育・啓発の成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、様々な人権問題の解決を図るために人権教育・啓発として創造的・発展的に再構築すること。
- ⑤ 人権が尊重される町づくりの大きな力は町民であるとの理念の下に、本町における人権教育・啓発の基本的な方針を示すものであり、行政機関、企業、民間団体等がそれぞれの役割に基づき、連携・協働し、実効ある人権教育・啓発を推進するものであること。

### 3. 人権教育・啓発推進の視点

人権教育とは、基本的人権の尊重の精神が育まれるよう、学校教育・家庭教育・社会教育において行われる活動であり、人権啓発とは、広く町民に人権尊重の理念を普及させ、理解を深めることを目的として行われる情報提供などの広報活動です。

「基本指針」における人権教育・啓発は、人権意識の高揚を図るために実施してきたこれまでの人権教育や啓発活動の取り組みの成果も踏まえ、次の点に留意して推進します。

#### ① 共生社会の実現に向けた人権教育・啓発

人権とは何よりも、自己実現と幸福追求のための権利といわれています。すべての人のために、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障がいなどの不当な差別により人権侵害されないよう、一人ひとりがお互いの個性や価値観の違いを認め合い、自己決定や自己実現する権利を尊重し、いきいきと生活できる共生社会の実現を目指す取り組みを推進します。

また、今日の社会においては、人々を取り巻くあらゆる環境と共生していくことが求められており、その上で人権が尊重される社会が実現されることから、そうした広がりを持った視点から人権をとらえることができるよう取り組みを推進します。

#### ② 一人ひとりを大切にした人権教育・啓発

人権が尊重される社会とは、自分の人権と同様に他人の人権も尊重される社会、すなわち、「人権の共存」が達成される社会です。このような社会を実現するために、生命の尊さ・大切さや、自分がかけがえのない存在であると同時に、他人もかけがえのない存在であることを実感できる取り組みなど、一人ひとりを大切にした取り組みを推進します。

#### ③ 生涯学習としての人権教育・啓発

「人権教育・啓発推進法」が規定する基本理念（第3条）には、「人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通して、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、(中略)を旨として行わなければならない。」と記されています。

このように、人権教育・啓発とは、人の生涯にわたる学習活動であり、また、その学習活動を支援するための学習環境や学習機会等を整えていくことでもあります。住民が生涯のあらゆる機会を通して人権について学習することができるよう取り組みを推進します。

#### ④ 身近な問題から考える人権教育・啓発

人権教育・啓発を推進していくためには、人権が住民一人ひとりの生活と深くかかわり、自分自身の課題としてとらえるべき問題であるという認識を深めることが必要です。

このため、例えば私たちが日常生活の中で、当然のこととして受け入れてきた日本特有の風習や世間体などの身近な問題についても、人権尊重の視点からとらえ直すとともに、地域、職場等での身近な人権問題の解決に向けて実践できる態度や技能を身に付けることができるよう取り組みを推進します。

### 4. 推進体制等

---

- ① 「築上町同和問題早期解決と人権擁護に関する委員会」を中心に、関係団体が緊密な連携を図りながら総合的に推進します。
- ② 人権が尊重されるまちを実現するためには、住民一人ひとりの理解と協力が必要不可欠であることから、「基本指針」の趣旨が広く住民に浸透するよう、様々な機会をとらえ、積極的に周知を図るとともに、人権教育・啓発に係る施策等についての住民意識の把握に努めます。
- ③ 「基本指針」の趣旨を諸施策に反映させるとともに、国や福岡県の取り組み状況を見極め、本指針の実施から5年を経過した時点で、再点検し、必要に応じて見直しを行います。
- ④ 広域的な啓発推進の見地から、福岡県や近隣市町と連携を図って同和問題啓発強調月間（7月）や人権週間（12月4日～10日）等において効果的な啓発活動が実施できるよう努めます。  
また、関係団体、企業、民間団体等におけるそれぞれの立場や実情等に応じた自主的、積極的な取り組みを展開し、行政と各実施主体とが対等なパートナーとして協働する関係の構築を目指します。
- ⑤ 「基本指針」の趣旨を踏まえ、本町の諸施策の推進にあたっては、常に人権尊重の視点に配慮することとします。

## **第2章 人権を取り巻く状況**



## 第2章 人権を取り巻く状況

### 1. 國際的な潮流

20世紀の二度にわたる世界大戦は、人類に多大な被害と影響を与えるました。

この反省から、1948年（昭和23年）の国連総会において「世界人権宣言」が採択され、「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」と全世界に表明しました。この意義は大きく、その後、宣言の理念は、多くの条約や宣言に採択され具体化が進められてきました。

しかしながら、東西冷戦構造崩壊後の今日も、人種、民族、宗教等の対立に起因する地域紛争、また、テロや迫害により尊い人命が奪われ、人権が侵害される情況が続いていることから、1993年（平成5年）オーストリアのウィーンにおいて開催された「世界人権会議」では人権教育の重要性が強調されました。国連総会はこうした経過を踏まえ、1995年（平成7年）から10年間を「人権教育のための国連10年」とすることを決議し、具体的なプログラムとしての行動計画を示しました。

行動計画の最終年を迎えた2004年（平成16年）には、国連総会において、引き続き世界各国で人権教育を積極的に推進することが決定されました。その目的を達成するために、2005年（平成17年）に「人権教育のため世界プログラム」が採択され、効果的な人権教育を継続していくため、重点領域を定めた行動計画「人権教育のための世界計画」が策定されました。

## 2. 我が国における取り組み

---

我が国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、国際人権規約をはじめとする人権関係条約を批准・加入し、人権が尊重される社会の形成に向けた取り組みを進めてきました。1995年（平成7年）には、「人権教育のための国連10年」が決議されたことを受けて、内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、1997年（平成9年）「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」を策定しました。

また、地域改善対策協議会は、1996年（平成8年）に行った意見具申において、我が国固有の人権問題である同和問題の解決に向けた今後の主要な課題は、教育、就労、産業等の面でなお存在している格差の是正等のほか、「差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進」と「人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化」であるとしました。

1999年（平成11年）人権擁護推進審議会は、「人権教育・啓発の基本的な在り方について」の答申を法務大臣、文部大臣（現文部科学大臣）及び総務庁長官（現総務大臣）に対して行い、2000年（平成12年）には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。同法には、国及び地方公共団体は人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施する責務とともに、これを総合的かつ計画的に推進するために、国は基本的な計画を策定することが規定され、2002年（平成14年）には同法に基づき、「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。2011年（平成23年）には、この計画の一部変更により「北朝鮮当局による拉致問題等」の事項が追加されました。

また、2000年（平成12年）「児童虐待の防止等に関する法律」（以下「児童虐待防止法」という。）、2001年（平成13年）「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV<sup>\*</sup>防止法」という。）、2006年（平成18年）「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」という。）、2012年（平成24年）「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）など、虐待の防止等に関する法律が整備されました。

さらに、2016年（平成28年）には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」）、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）、2016年（平成28年）「部落差別の解消の推進に関する法律」（以下「部落差別解消推進法」という。）といった、差別解消に関する法律が施行されました。

※DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）等の男女間における精神的、経済的、身体的又は言語的な暴力及び虐待をいう。

### 3. 福岡県における取り組み

福岡県では、行政運営を総合的、計画的に実施し、県民一人ひとりの人権意識を高揚するため、1997年（平成9年）に「ふくおか新世紀計画」を策定しました。「ふくおか新世紀計画」が示した人権が尊重される社会の確立に向けた取り組みは、1993年（平成5年）「福岡県高齢化社会行動計画」をはじめとして、1995年（平成7年）「福岡県障害者福祉長期計画」、1997年（平成9年）「福岡県児童育成計画」、2002年（平成14年）「福岡県男女共同参画計画」などの個別計画を通して具現化するものであり、この核となるのが「人権教育のための国連10年福岡県行動計画」です。この県行動計画は、1997年（平成9年）に「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」が策定されたことを踏まえ、本県の実情に合った人権教育・啓発を推進するために、知事を本部長とする「福岡県人権教育のための国連10年推進本部」を設置の上、1998年（平成10年）に策定したものです。

さらに、「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」が2004年（平成16年）に終了することから、2003年（平成15年）に「福岡県人権教育・啓発基本指針」を策定し、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人などの基本的人権にかかわる問題の解決に向け、学校、地域、家庭、職場など様々な場を通した人権教育・啓発を推進してきました。

基本指針の策定以降、高齢化、国際化の進展などを背景に新たな人権問題の顕在化や国の法整備など、人権を取り巻く状況が大きく変化してきたことから、2018年（平成30年）には、基本指針の改訂を行い、様々な人権問題の解決と人権が尊重される社会の実現を目指し、人権教育・啓発に関する施策をさらに総合的かつ効果的に推進しています。

## 4. 本町における取り組み

---

本町は椎田町と築城町が合併し2006年（平成18年）に誕生しました。

合併前の二町では、同和問題の速やかな解決に向けて同和対策事業特別措置法が1969年（昭和44年）に施行されて以来、町政の重要な施策の柱に位置づけ、人権・同和教育の推進と同和地区の生活環境改善をはじめとする諸施策を進めてきました。

また、1998年（平成10年）、2001年（平成13年）に、二町とも「人権問題に関する意識調査」をまとめ、人権問題に関する住民の意識や傾向を把握し、これまで行ってきた啓発活動、人権・同和教育の成果や課題、問題点を明らかにし、以後の行政、特に人権教育、啓発活動に生かしてきました。

2012年（平成24年）3月には「築上町人権教育・啓発基本指針」を策定し、この基本指針に基づき、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人などの基本的人権にかかわる問題の解決に向け、学校、地域、家庭、職場など様々な場を通した人権教育、啓発を推進しています。

近年では、町内人権センターに相談窓口を常設し、同和問題をはじめとする様々な人権問題への対応、幼稚園・保育所（園）・小学校・中学校における人権・同和教育の推進を図っています。また、同和問題啓発強調月間や人権週間の講演会をはじめ、築上町人権・同和教育研究会などと連携した啓発活動を行うとともに、全自治会に人権推進員を設置し、町全体で人権問題の解消に取り組む体制づくりの推進に努めています。

また、2017年（平成29年）3月に策定した「第2次築上町総合計画」では、人権の尊重・男女共同参画に関して、人権を尊重する意識向上のための学校教育の場から社会教育の場まで、学べる機会の充実や様々な人権問題に悩む人に対する支援として、相談体制の充実を図ることを掲げています。

さらに、2017年（平成29年）7月には、「人権に関する住民意識調査」を実施し、「同和」問題をはじめとする様々な人権問題に対する住民の意識と課題等をまとめ、本町の人権教育・啓発のさらなる推進体制の確立を図っています。

今後、人権教育・啓発を推進するにあたっては、「第2次築上町総合計画」等を踏まえたこの基本指針をもとに、多年にわたって蓄積してきた人権・同和教育における経験や成果を踏まえつつ、国の基本計画や福岡県の基本指針と連携を図り、総合的かつ積極的に取り組むことが重要です。

### **第3章 人権教育・啓発の推進**



## 第3章 人権教育・啓発の推進

本町においては、前章で掲げた同和問題など様々な人権問題について常に配慮するとともに、住民の意識を高めるため、教育や啓発活動を実施してきました。これらの活動は、住民自らが人権は自分自身にかかわる具体的な権利であることを理解し、自己の人権を主張する場合は他者の人権にも十分配慮しなければならないという意識を育てる上でも重要です。

また、国家や世代の枠を超えて、将来人類すべてが人権について理解を深められるよう、積極的かつ継続的に人権教育・啓発の推進を図ります。

人権教育・啓発の手法については、「法の下の平等」、「個人の尊厳」といった人権の普遍的な視点からのアプローチと具体的な人権問題に即した個別的な視点からのアプローチがあることから、この両者を組み合わせ、親しみやすいテーマや分かりやすい表現を用いるなど創意工夫をこらして、地域に即した事業展開を図ります。

なお、人権教育・啓発は、人々の心の在り方に密接にかかわる問題でもあることから、その自主性を尊重し、その内容はもちろん、実施の方法についても、人々の幅広い理解と共感を得られるものとなるよう努めます。

## 1. あらゆる場における人権教育・啓発の推進

---

### (1) 就学前

#### 【取り組みの現状】

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期であることから、保育指針、幼稚園教育要領に基づき、家庭や地域社会と連携して、自立心やお互いを大切にする豊かな人間性を持った子どもの育成に努めています。

保育所（園）・幼稚園においては、遊びを中心とした生活を通して他の乳幼児や友達とのかかわり、他人の存在に気付き相手を尊重する気持ちや思いやりを持って行動できるようにするなど、人権尊重の精神の芽生えを育む保育・教育活動を推進しています。

また、すべての職員が、自ら豊かな人権意識を持ち実践することが必要であることから、人権問題についての知識・理解を深めるなど、研修を通して資質の向上を図っています。

#### 【課題】

保育所（園）・幼稚園においては、家庭や地域社会と連携して、健全な心身の発達を図り、他の乳幼児とのかかわりの中で人権を大切にする心を育むなど、豊かな人間性を持った子どもの育成が必要です。

#### 【施策の方向】

##### ■ 就学前における教育の推進

乳幼児期に人権尊重の精神の芽生えを育むことが重要であることを踏まえ、各々の幼児の家庭・地域環境、生活条件等の状況やその背景を十分に把握し、保育所（園）・幼稚園などの幼児教育では、調和のとれた全人的発達の基礎を築くことができるよう支援します。

## (2) 学校

### 【取り組みの現状】

学校においては、人権・同和教育の中で培ってきた成果や手法への評価を踏まえ、児童生徒の発達段階に応じながら、教育活動全体を通して人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にした人権教育の充実を図っています。また、家庭・地域社会との連携や学校の連携を深め、人権教育の推進を図っています。小・中学校においては、教育活動全体に人権教育を適切に位置づけ、児童生徒の実態を的確に把握して、教育の機会均等を図り、学力の充実や進路保障に努めています。

また、互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重する心を育むとともに、基本的人権や同和問題など様々な人権問題についての正しい理解や認識の基礎を培う取り組みを推進しています。さらに、あらゆる人権問題の解決に向けた態度・技能・能力の育成に向けて、多くの学習機会を提供し、参加型学習を用いる等、学習形態の工夫を図ったり、人権教育資料・人権教育指導事例集などの有効な活用を図ったりすることにより、教職員に対する研修にも視点を当てながら、人権教育を推進しています。

さらに、国では、学校における道徳教育の充実を図るため、2017年度（平成29年度）には道徳教育用教材「私たちの道徳」を全国の小・中学生に配布するとともに、2018年度（平成30年度）には小学校、2019年度（平成31年度）には中学校において「道徳科」を実施することとしています。

### 【課題】

児童生徒が、同和問題など様々な人権問題を自分自身の課題としてとらえ、解決に向けて実践していく姿勢の育成に課題がみられます。

加えて、スマートフォン等の急速な普及により、インターネット上に掲載されている人権問題に関する不確かな情報や差別を助長する表現等の有害な情報に児童生徒が日常的に接する機会が増えていることも問題視されています。

また、十分な教育機会が得られない児童生徒の実態に加え、子どもの貧困対策の推進に関する法律などの制定の趣旨を踏まえ、教育を保障することそのものが人権であるという認識に立ち、個々の学力と進路の保障に努める必要があります。

さらに、学習したことが知的理解にとどまり、人権感覚が十分身に付いていないなど指導方法の問題や、教職員に人権尊重の理念について十分な認識が必ずしも形成されていない等の問題も指摘されています。

## 【施策の方向】

### ■ 学校における人権・「同和」教育の推進

「人権に関する住民意識調査」によると、人権問題についての理解を深めるにあたっては「学校での人権・「同和」教育の充実」が効果的であると回答した人が多くみられます。（【図1】参照）

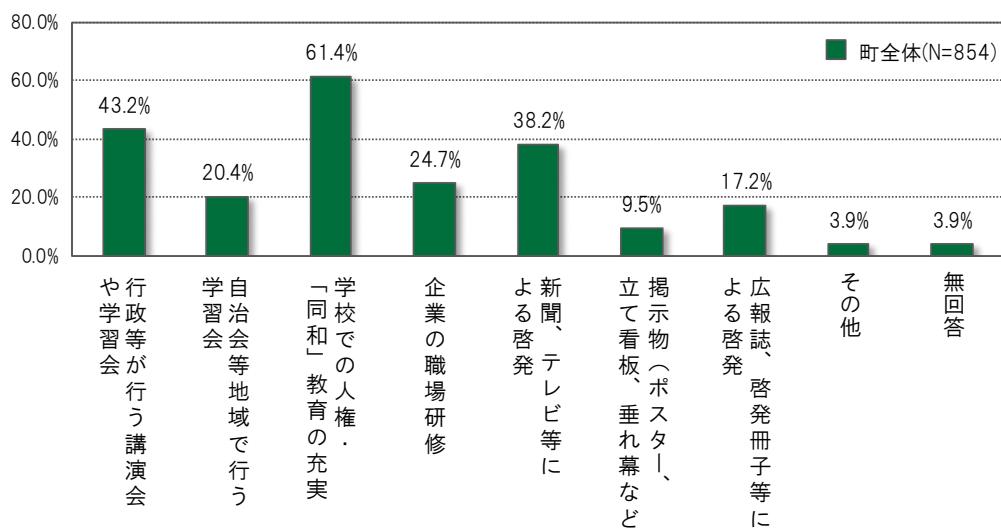
学校教育においては、国・県・町がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携しあいながら、児童生徒が発達段階に応じ、社会生活を営む上で必要な知識・技能、態度などを確実に身に付けることを通して、人権尊重の精神を育む必要があります。

学校においては、国の「新学習指導要領」や県の「福岡県人権教育推進プラン〔学校教育における人権教育〕」、各学校の「教育指導計画書」等に基づき、自ら学び、自ら考える力や豊かな人間性等の「生きる力」を育んでいきます。

こうした基本的な認識に立ち、福岡県との連携の下にあらゆる教育活動を通して以下の点に留意して人権教育を展開していきます。

- ① 人権教育は、共生社会の実現や自己を尊重し他者を尊重する心を育むことなどを視点とし、一人ひとりを大切にした教育が推進されるよう、学習内容や指導方法の一層の改善に努めます。
- ② 人権教育の指導方法の改善を図るため、学校において人権教育の研究を深めるとともに、効果的な教育実践や学習教材等の収集に努めます。
- ③ 子どもたちに人権尊重の精神を育むために、各学校が人権に配慮した教育活動等に努めるなど、子どもたちが安心して楽しく学ぶことのできる環境づくりに努めます。
- ④ 家庭や地域社会などの連携を深め、さらに協力も得ながら、社会性や豊かな人間性を育むため多様な体験活動の機会の充実に努めます。
- ⑤ 人権教育にかかわる教職員研修を日常的・系統的に推進し、認識の深化と指導力の向上に努めます。

【図1 人権問題についての理解を深めるために役立つこと】



資料：「人権に関する住民意識調査」（平成29年）

### (3) 地域社会

#### 【取り組みの現状】

地域社会は、様々な人々とのふれあいを通して、人権意識の高揚を図り、社会の構成員としての自立を促す大切な場です。

本町では、生涯の各時期に応じて、各人の自発的意思に基づき、人権に関する学習ができるよう、学習教材の整備や学習機会の提供に努めています。

また、あらゆる人々が住み慣れた地域で健やかに安心して生活できるよう様々な施策を推進しています。

#### 【課題】

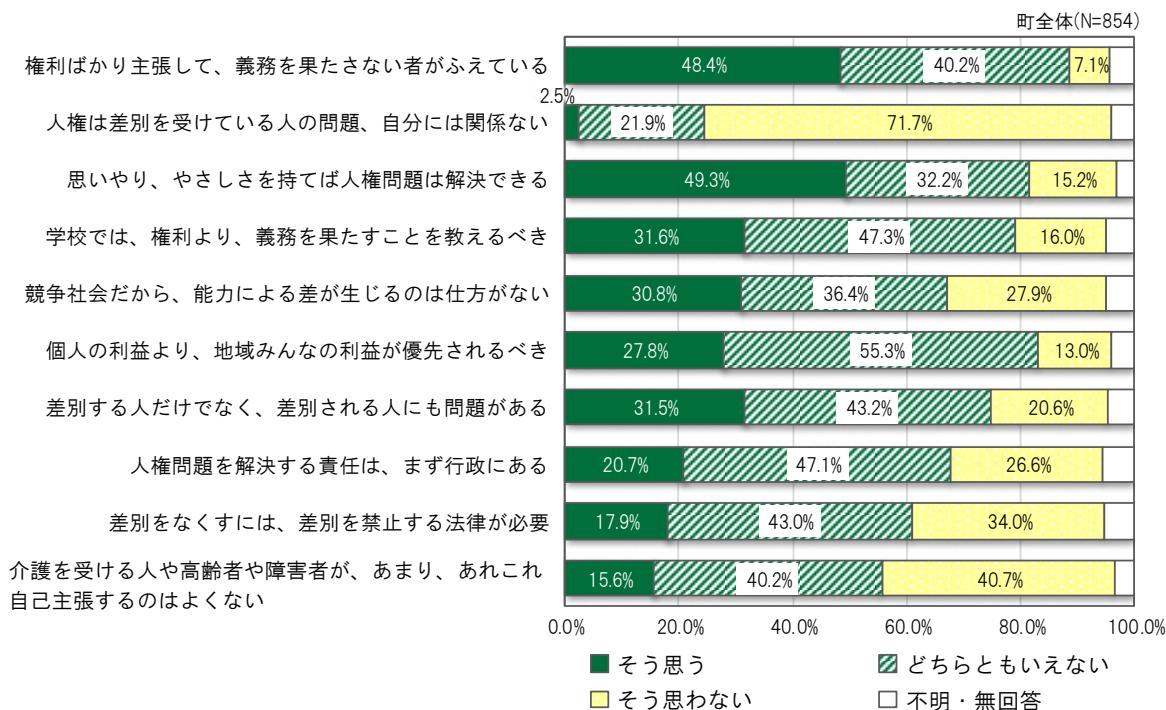
「人権に関する住民意識調査」では、「思いやり、やさしさを持てば人権問題は解決できる」という考え方方に賛同する（そう思う）人が最も多く、また「権利ばかり主張して、義務を果たさない者がふえている」という考え方方に賛同する人も多い状況にあり、人権に関する考え方は一定していないことがわかります。（【図2】参照）

地域社会には、同和問題など様々な人権問題が存在しています。また、人権教育・啓発が十分に届いていない人々が存在するという問題も指摘されています。従って地域の実情に応じた情報提供や学習機会の提供を支援するとともに、住民のニーズにあったテーマ設定による人権教育・啓発の推進が必要です。

さらに、都市化の進行等により、地域社会の一員としての意識が希薄になっていることから、青少年をはじめとするあらゆる人々との交流によるボランティア活動や自然体験活動などの多様な体験活動を人権尊重の心を培う機会として一層充実させること、地域社会が持つ役割の重要性の再認識や住民自らの自主的な取り組みを促すことも重要です。

社会教育関係指導者の資質向上に関しては、参加型学習が、学習者の実態に即した目標や方向性、内容等の吟味が不十分であるため、体験に終始しがちであるなどの課題も指摘されています。

【図2 人権に関する考え方】



資料：「人権に関する住民意識調査」（平成29年）

### 【施策の方向】

住民が身近な地域において、様々な人権問題についての理解と認識を深め、人権尊重の意識に満ちた地域社会づくりを推進するため、生涯学習の振興のための各種施策等を通して、人権に関する学習の一層の充実を図っていきます。そのため、以下の点に留意して人権教育を展開していきます。

- ① 同和問題など様々な人権問題についての理解と認識を深めるため、人権センター等を拠点とし、人権に関する多様な学習機会を提供します。  
そのため、研修の内容・方法について創意工夫を図り、地域社会において人権教育を推進していくことができるよう、専門性を備えた指導者の養成に努めます。
- ② 学習者のニーズを踏まえながら、学習意欲を高めるような参加型学習のプログラムを取り入れるなど学習内容や方法の工夫・改善を図ります。
- ③ 学校教育との連携を図りつつ、青少年の社会性や豊かな人間性を育むため、ボランティア活動や自然体験活動をはじめとする多様な体験活動の機会の充実を図ります。
- ④ 住民に人権意識を高揚させるために、自治会組織内の人権啓発の推進体制づくりに努めます。

## (4) 家庭

### 【取り組みの現状】

家庭は、子どもが豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断など人間形成の基礎を育む上で重要な役割を担う場です。

日常生活における人権感覚を養うため、家庭教育に関する啓発資料の提供や、学習機会の提供、学習活動の促進を図りながら家庭教育を支援しています。

また、児童虐待をはじめとする家庭内における暴力等を未然に防ぐとともに、家庭の養育機能の再生強化を目指し、地域における家庭支援体制の拡充を図るため、民生委員・児童委員などによる相談・問題発見や関係機関によるネットワークの推進に努めています。

### 【課題】

少子化や都市化・核家族化が進む中で、親の過保護・過干渉や育児放棄、あるいは育児不安、しつけに対する自信の喪失など家庭の教育機能の低下の問題が指摘されており、そのことが子どもの主体性や自主性を育てる上で大きな妨げになっています。

また、家庭においては、地域や学校等様々な場を通して学習したことが、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚を育むことが求められています。

さらに、家庭内における暴力や虐待といった人権侵害も発生するなど深刻な問題も増加しています。

### 【施策の方向】

すべての教育の出発点である家庭教育の充実を図るために、親子ともに人権感覚が身に付き、様々な場を通して学んだ成果が育まれるような家庭教育に関する学習機会の充実や情報の提供に努めます。

また、子育てに不安や悩みを抱える保護者等への相談事業や相談体制の充実に努めます。

さらに、家庭内における暴力や虐待などの人権侵害の発生を未然に防ぐために、学校などの他機関や地域との連携をより一層強め、相談活動機能の充実に努めます。

#### (5) 企業・職場

##### 【取り組みの現状】

企業（企業により構成される団体を含む。）・職場は、その企業活動・営業活動等を通して、地域社会に深くかかわるとともに地域の雇用の場を確保する等、地域や社会の構成員として人権の尊重される社会の実現に向け、重大な責任を担っています。

福岡県においては、1993年（平成5年）に「同和問題をはじめとする人権問題に係る啓発・研修講師団講師あっせん事業」を創設し、企業等で行われる人権研修へ講師の派遣を行い、同和問題をはじめとする人権問題の啓発を推進しています。また、福岡労働局及びハローワークと連携し、公正採用選考人権啓発推進員※の設置を進め、企業における主体的な啓発活動の促進に努めています。

本町においては、「築上町男女共同参画推進基本計画」をはじめとする個別計画の中で、仕事と子育ての両立を支援し、職場における男女共同参画を促進するほか、高齢者・障がいのある人の雇用の場の確保など、人権に配慮した施策を推進しています。しかし、本町には企業も少なくかつ小規模であり、企業の自主性に任せている状況にあり、人権研修等の実施に関する実態把握には至っていません。

##### 【課題】

各企業においては、経済のグローバル化※や高度情報化、地球環境保護など、社会経済情勢の急激な変化の中で、その社会的責任を自覚し、企業倫理を確立することの重要性が高まっており、その実現に当たって大きな役割を果たす人材の育成が必要となっています。

これらの各企業においては、それぞれの立場で多様な形の人権教育・啓発が推進されていますが、今後とも、人権が尊重される明るい企業づくりを推進するとともに、就職の機会均等を確保するため企業・職場内における人権意識のさらなる高揚を図るための取り組みが必要です。

特に、そこに働く労働者が人権を学習するためには、企業・職場の理解と協力が不可欠であり、厳しい経営環境の中で、雇用・労働条件や労働安全衛生などが低下することのないよう配慮することが重要となっており、企業や各職場内における学習しやすい環境や条件づくりの促進が期待されます。また、企業活動の実施に伴い、取り扱う個人情報の適正な収集、利用、管理が求められています。

##### ※公正採用選考人権啓発推進員

雇用主が同和問題などの人権問題についての正しい理解と認識のもとに、公正な採用選考を行うため、一定規模以上（従業員30人以上）の事業所に推進員の設置を図り、それぞれの事業所で公正な採用・選考システムの確立を図ることを主な役割としている。

##### ※経済のグローバル化

国家間の資本移動の自由化のこと。

また、賃金や昇進などにおける男女の均等な待遇の確保の問題やセクシュアル・ハラスメント※（以下「セクハラ」という。）やマタニティ・ハラスメント※、パワー・ハラスメント※、モラル・ハラスメント※、長時間労働、賃金不払残業、過労死、外国人労働者の受け入れにともなう問題などが大きな課題となっています。

#### 【施策の方向】

企業は地域社会の構成員でもあり、働きやすい職場づくり・人権を尊重しあえる職場づくりに取り組むことによって、社会から信頼され、企業の発展につながるといった認識を企業・職場内に定着させることができます。企業が、こうした認識に立って、人権尊重意識の高い職場づくりの形成と雇用・労働条件や労働安全衛生などの就労環境の整備、個人情報の適正な管理など、企業の社会的責任を果たす取り組みが推進されるよう、啓発に努めます。

また研修の実施に際しては、研修教材、講師の紹介等、積極的にかかわり、さらに企業内での人権啓発推進員の設置についても努めます。

また、採用時や職場内での人権侵害を防止できるよう、企業内人権啓発推進員の設置を促すとともに、その資質の向上に努めることができるよう、企業・職場における自主的な人権意識の高揚に向けた取り組みに対し、情報提供などの支援に努めます。

#### ※セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反する性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は相手の意に反する性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えること。

#### ※マタニティ・ハラスメント

職場において雇用主等が妊娠・出産、育児休業等を理由として、解雇・雇止め・降格など女性労働者にとって不利益な取り扱いをすること。

#### ※パワー・ハラスメント

同じ職場で働くものに対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為のこと。

#### ※モラル・ハラスメント

言葉や態度、身振りや文書などによって、人格や尊厳を傷つけたり、肉体的、精神的に傷を負わせること。

## 2. 人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進

---

「基本指針」に基づく取り組みを推進するためには、あらゆる人を対象に人権教育・啓発を推進することが必要です。

とりわけ、町職員・教職員・社会教育関係者、保健福祉関係者等、人権に特に関係する職業従事者が人権に配慮して業務を遂行できるよう、様々な研修を通して人権教育・啓発を重点的にしていくことが不可欠であり、人権の配慮が現れるような実践力を身に付けるように努めます。

### (1) 町職員

#### 【取り組みの現状】

町職員に対しては、人権尊重の理念や同和問題など様々な人権問題の本質について十分に理解するとともに、その現状と課題について認識し、問題解決に積極的に取り組む姿勢を確立することを目標に職員研修を行っています。

#### 【課題】

人権が尊重される社会の実現に向けて、町職員には、一人ひとりが人権感覚を身に付け、常に人権尊重の視点に立って職務を遂行することが求められており、人権に関する様々な課題をより広く、より深く認識し、その解決に向けて取り組むことができる人権意識の高い人間性豊かな職員の育成を図ることが必要です。

#### 【施策の方向】

町職員に対しては、職務内容に応じた人権研修を一層推進すると同時に、より高い人権意識の醸成を目指すため、講義・講演方式に加え、自主的な参加意識を促す討議方式等の研修を行います。各種の研修教材の整備及び情報の提供を行い、職場研修や自己啓発における積極的な活用を図ります。また、活発で効果的な職場研修の一層の推進を図るとともに、公務員として、地域社会においても同和問題など様々な人権問題の解決に向けて積極的な役割を果たすことができる職員の育成に努めます。

また、人権尊重の視点に配慮した施策を推進できるよう、職員一人ひとりが担当する業務について、点検することができる指標づくりに取り組みます。

## (2) 教職員・社会教育関係者

### 【取り組みの現状】

学校における人権教育の推進に当たっては、学校教育の担い手である教職員が子どもの人権意識の高揚を図る上で、重要な役割を果たします。そのため、教職員自らが豊かな人権意識を持つことや人権教育に関する知識・技能・態度を向上させることが不可欠です。

こうしたことから、教職員に対しては、各学校の実態に応じた日常的な研修を基本としながら、人権教育に関する認識の深化と指導力の向上を図っています。また、教育関係機関への派遣研修等により、人権教育推進の中核となる人材を養成しています。

社会教育においては、社会教育関係者が、地域社会における人権教育に関する学習活動を積極的に推進していく役割を担っています。

そのため、様々な形での指導者研修会を通して、地域社会において人権教育を先頭に立って推進していく指導者としての養成・資質の向上を図っています。

### 【課題】

子どもたちの豊かな人権感覚を育むためには、教職員が重要な役割を担っています。しかし、教職員に人権尊重の理念について十分な認識が必ずしも行き渡っていないなどの問題が指摘されています。

また、社会教育では、地域住民に個々の人権課題に関して正しく理解し、物事を合理的に判断して行動する心構えや習慣が十分に身に付いているとは言い難いなどと指摘されており、地域社会において人権教育を指導、助言する立場にある社会教育関係者の人権教育に関する認識の深化と指導力の向上を図ることが必要です。

### 【施策の方向】

教職員については、各学校における日常的な研修を基本としながら、教職員自らが豊かな人権意識を持ち実践すること、同和問題など様々な人権問題についての理解と認識を深めること、人権教育に関する知識・技能・態度を向上させることなど、実践力や指導力の向上を図ります。併せて、子どもの人権に関する問題にも対応できるよう教育相談に関する研修の充実にも努めます。

また、研修等を通して教職員の資質向上を図り、人権尊重の理念について十分な認識を持ち、子どもへの愛情や教育への使命感、教科等の実践的な指導力を持った人材を養成していきます。その際、教職員自身が様々な体験を通して視野を広げるような機会の充実を図っていきます。

なお、社会教育関係者に対しては、地域社会における人権教育に関する認識の深化を図るとともに、専門性を備えた指導者としての養成と資質向上を図るために研修の充実に努めます。

#### (3) 保健福祉関係者

##### 【取り組みの現状】

住民の最も身近な相談相手であり、子ども、高齢者、障がいのある人等と接する機会の多い人権擁護委員、民生委員・児童委員、社会福祉施設職員、保健師等の保健福祉関係職員に対して、人権意識の高揚に向けた研修を行っています。

##### 【課題】

保健福祉関係者の日常業務は、「人」から「人」にサービスを提供することが基本であることから、常にプライバシーをはじめ、人権に対する深い理解と認識とともに、人権に配慮した対応が求められており、引き続き人権研修に取り組んでいく必要があります。

##### 【施策の方向】

保健福祉関係者に対する人権研修の充実を支援します。

#### (4) マスメディア関係者

##### 【取り組みの現状】

マスメディア<sup>\*</sup>は住民生活と密接にかかわることから、住民の人権尊重の意識を形成する上で大きな影響力を持っています。

##### 【課題】

マスメディアは人権教育・啓発の推進を図る上で極めて有効な手段であり、関係者の積極的な取り組みが必要です。また、一方では、誤って報道等された場合など、その権利侵害は非常に大きなものとなり、報道や取材活動等に当たっては、人権に常に配慮することが必要です。

##### 【施策の方向】

マスメディア関係者に対し、その活動を通して積極的に住民に対して人権尊重の働きかけを行うよう要請に努めると共に、常に人権に配慮した報道が行われるよう促します。

※マスメディア

新聞、ラジオ、テレビ、雑誌、映画など最高度の機械技術手段を駆使して、不特定多数の人々に対して、情報を大量生産し、大量伝達する機構及びその伝達システム。

## **第4章 分野別施策の推進**



## 第4章 分野別施策の推進

### 1. 同和問題

#### 【これまでの取り組み】

1965年（昭和40年）の「同和対策審議会答申」は、同和問題は日本国憲法によって保障された基本的人権、すなわち人間の自由と平等に関する問題であり、その早急な解決こそ国の責務であると同時に国民的課題であるという認識を示し、特に同和地区住民に就職と教育の機会均等を保障することを求めていました。

2006年（平成18年）に新しく誕生した築上町では、合併前の椎田町、築城町が、この答申の精神を踏まえ、同和問題の解決を行政施策の最重要課題として、1969年（昭和44年）の「同和対策事業特別措置法」（以下、「特措法」という。）の施行以来、国や福岡県とも連携しながら、同和問題の解決を町の重要施策と位置づけ、事業を積極的に推進してきたことから、合併後もそれを継続しています。

また、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」および「人権教育のための国連10年福岡県行動計画」を踏まえて、基本的人権の尊重の精神を育む取り組みを就学前教育から小・中学校教育を通して、さまざまな教育活動の中に位置づけて推進してきました。また「豊前・築上地区進路保障推進協議会」とも連携し、小中高の連絡を密にして教育の充実を図るとともに、進学や就職に関して差別のない適正な選考を希望しています。

こうした同和問題にかかわる心理的差別、実態的差別の解消をめざした総合的な施策が展開された結果、生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備により、様々な面で存在していた格差が大きく改善されるなど、「特措法」による対策は、概ねその目的を達成できる状況になったことから、2002年（平成14年）をもって終了し、産業、就労、教育等の残された課題については、現行制度を的確に運用することにより対応することとなりました。

「特措法」の失効後、インターネットの著しい普及により、個人や団体を誹謗中傷する書き込みや、不当な差別的取り扱いを助長・誘発する目的で同和地区の所在地情報を流布するなどの問題も発生しています。このような状況を踏まえ、「全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題である」として、2016年（平成28年）に、「部落差別の解消の推進に関する法律（以下「部落差別解消推進法」という。）」が施行されました。

本町では、同和問題の早期解決を目指し、町民や地域、学校、町職員や各種団体が同和問題をはじめとする人権問題に対する正しい理解と認識をさらに深めるため、県・町などが開催する講演会や研究会、研修等への参加促進や人権センターを活用した学習機会及び住民相互の理解と交流機会の創出、「同和問題啓発強調月間」や「人権週間」を活用した啓発活動に取り組み、人権意識の高揚を図ってきました。

### 【現状と課題】

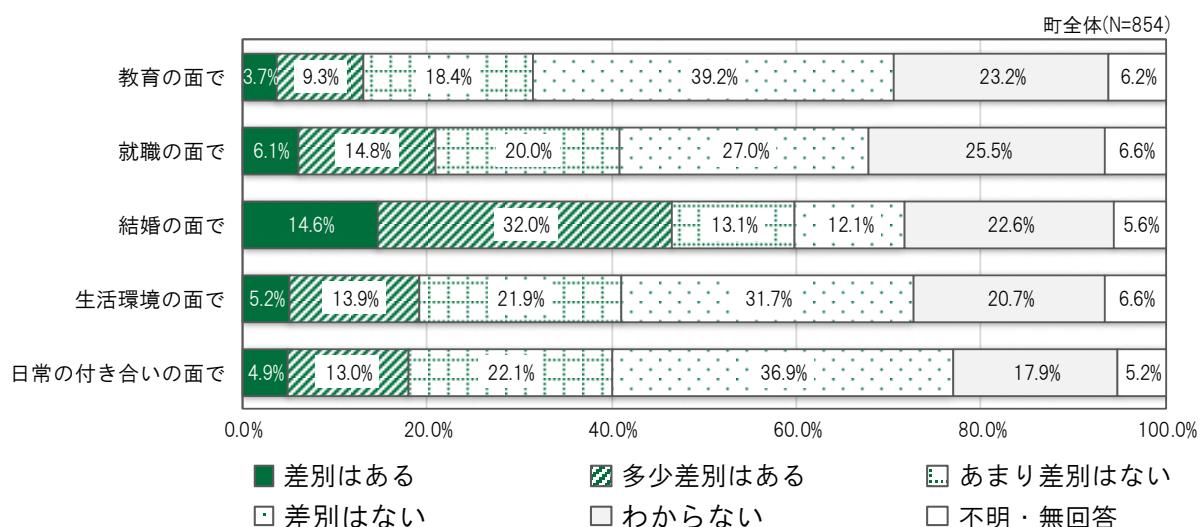
同和地区出身者に対する差別意識や偏見については、意識調査などからは、多様な意識レベルが存在しているものの全体としては解消へ向けて進んでいます。

しかしながら、結婚にかかわる問題を中心に根強く存在していることがうかがえ、こうした意識面での課題が、同和地区出身者に対する結婚差別や身元調査、インターネット等を利用した悪質な差別的情報の流布により、同和地区や地区出身者に対する差別を助長する行為が見られます。（【図3】参照）

また、「人権に関する住民意識調査」では、同和問題の解決に向けた取り組みについて、「人権にかかわる問題だから、自分も解決に向けて、何らかの努力をする」という回答が34.2%と最も多くなっていますが、「そっとしておけば自然になくなる」という回答も27.6%と高くなっています。依然として、同和問題について無関心・無理解層が存在していることがわかります。（【図4】参照）

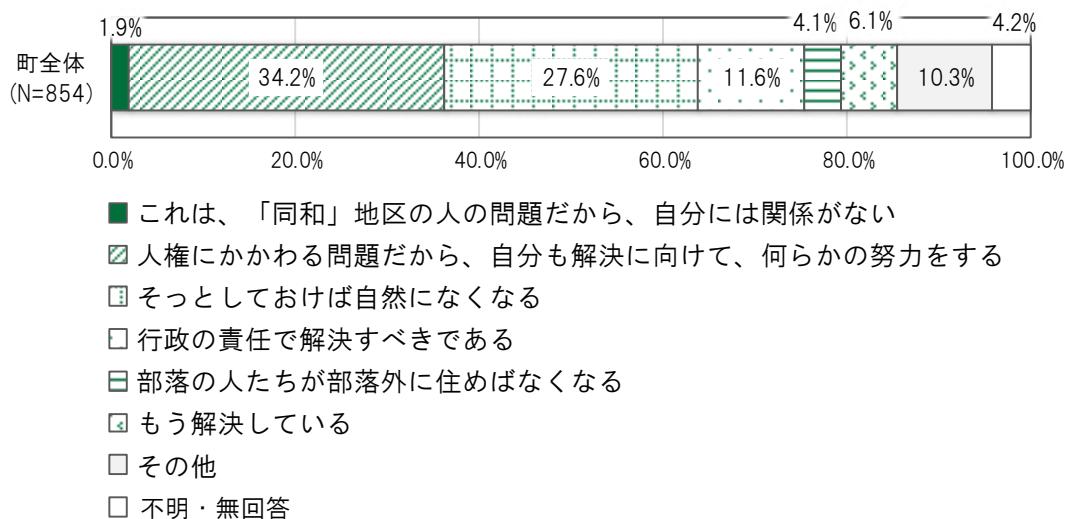
さらに、福岡県が2016年（平成28年）に実施した「人権問題に関する県民意識調査」（以下、「県民意識調査」という。）では、『人権問題解決のために努力する』という回答が41.1%となっており、本町では同和問題解決に向けた意識の醸成は充分とは言い難い状況です。同和地区内外の交流を通して、住民相互の理解と信頼を深め豊かな関係を築いていく取り組みの促進が重要です。（【図5】参照）

【図3 「同和」地区の人々に対する差別の有無について】



資料：「人権に関する住民意識調査」（平成29年）

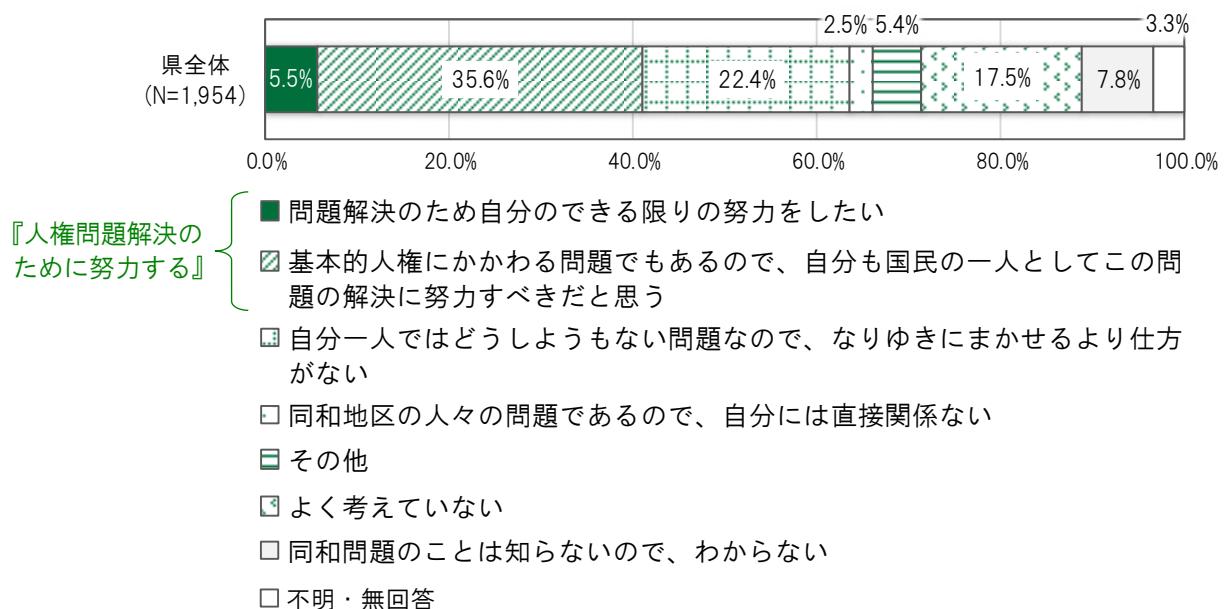
【図4 同和問題の解決に対する考え方（築上町）】



資料：「人権に関する住民意識調査」（平成29年）

## 参考

【図5 同和問題の解決に向けた考え方（福岡県）】



資料：「県民意識調査」（平成28年）

### 【施策の方向】

同和問題の解決へ向けた今後の取り組みについては、

- ① 同和問題は解決に向けて進んでいるものの、依然として我が国における重要な課題であると言わざるを得ないこと。
- ② 同和問題など様々な人権問題を解決するよう努力することは、我が国の国際的な責務であること。
- ③ 同和問題の解決は、国の責務であると同時に国民的課題であること。
- ④ 同和問題は過去の課題ではなく、人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりを持った現実の課題であること。

という基本認識の下、人権問題の重要な柱として、早期の解決を目指して、産業、就労、教育等の残された課題の解決に向けて、これまで展開してきた取り組みの成果等を踏まえ、取り組みを推進します。

#### (1) 町民に対する啓発活動の充実強化を推進

同和問題は、町行政施策全般にかかわる問題です。同和問題に対する町民意識の高揚を図り、差別解消に町民が主体的に取り組むことができるよう、7月の「同和問題啓発強調月間」や12月の「人権週間」を中心に、町行政すべての課・係をあげて創意工夫した啓発活動を推進します。

#### (2) 地域における啓発研修・地域交流事業等の推進

同和問題解決のために第一線の機関としてこれまで重要な役割を担ってきた人権センターを、今後も周辺地域を含めた地域社会の中で、福祉の向上や人権教育・啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして幅広く活用することが重要です。

そのため、人権センターを活用した自己学習や相互学習活動の実施、地域交流事業を通して、地域の教養・文化の向上を図るとともに、連帯感・協調性を高め、人権課題に対する理解を広げます。

#### (3) 企業における啓発活動の推進

企業・事業所において、積極的に啓発活動が行われるよう、町の広報紙をはじめとする啓発資料の作成・提供や研修講師の派遣等、企業・事業所における啓発活動が充実するよう支援に努めます。

#### (4) 相談体制の充実

すべての町職員や自治会人権推進員及び自治会長、民生委員・児童委員を対象とした研修の実施や人権相談所の開設、人権センター日常相談など、同和問題をはじめとする人権問題に関する相談に的確に対応できる体制の充実に努めます。

また、就労困難者には、ハローワーク・高等技術専門学校・福岡県保健福祉環境事務所等と連携して相談事業を行い、就労対策につなげます。

さらに、福岡県や関係団体とも十分連携を図りながら、生活上の各種相談事業等を通して地域のニーズを的確に把握した上で、必要な施策を適切に実施するなど課題解決に向けた取り組みを推進します。

#### (5) 「えせ同和行為」の排除

同和問題に対する誤った認識を植え付け、偏見を助長し、解決を遅らせる原因となる「えせ同和行為」の排除に向け、福岡県や警察等の関係機関との連携強化に努めます。

#### (6) 学校・地域での人権・同和教育の推進

##### ① 学校教育の推進

児童生徒の人権意識の高揚を目指して、学校との連携のもと、効果的な人権・同和教育を進めます。その際、福岡県の人権教育学習教材「かがやき」「あおぞら」や「あおぞら2」の活用を図り、人権感覚の育成に努めます。

また、教職員の正しい認識が重要であるため、教職員研修の充実を図り、認識の深化と指導力の向上に努めます。

さらに、家庭や学校、地域が一体となり、児童生徒の社会性や豊かな人間性を育むため多様な体験活動の機会の充実に努めます。

##### ② 家庭教育・社会教育の推進

教育の出発点となる家庭教育の重要性を認識し、保護者が正しい人権意識を持ちながら、子どもを育てることができるよう、乳幼児健診や研修会の実施、情報提供などを通じて啓発を行います。

また、地域において自発的に密着した学習を行い、同和問題の解決のために、主体的な活動が行われるよう、各種研修会等を通した指導者の育成に努めます。

## 2. 女性に関する問題

---

### 【これまでの取り組み】

女性の人権問題については、1975年（昭和50年）の「国際婦人年」を契機に、女性問題に対する社会一般の認識が深まり、これ以降、「国内行動計画」の策定（1977年（昭和52年））や「女性差別撤廃条約」の批准（1985年（昭和60年））、「男女雇用機会均等法」の施行（1986年（昭和61年））など各種法律や制度の整備が図られてきました。

また、1995年（平成7年）の第4回世界女性会議において策定された「北京宣言」で、「女性の権利は人権である」と明文化され、それらを背景に、1999年（平成11年）には「男女共同参画社会基本法」が施行されました。

こうしたことにより、男女の人権が尊重され、その個性と能力を十分に発揮するとのできる男女共同参画社会の実現が「わが国の最重要課題」であると位置づけられたところです。

さらに、女性に対する相次ぐ悲惨な事件等が社会問題化されるようになり、2000年（平成12年）に「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー防止法）」、2001年（平成13年）に「DV防止法」が制定されました。

福岡県においても2001年（平成13年）に「福岡県男女共同参画推進条例」が制定され、翌年に、「福岡県男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画の推進の基本理念を定め、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の一層の充実に努めています。

本町では、2007年（平成19年）6月5日の築上町議会において同意された「男女共同参画推進宣言の町」を表明したことにより、男女共同参画社会の実現に向け、大きく前進しました。2009年（平成21年）には「築上町男女共同参画推進条例」を制定し、その後、男女共同参画社会の形成に向けた施策を推進するため、築上町男女共同参画審議会を設置、2012年（平成24年）には「第1次築上町男女共同参画推進基本計画」を策定し、男女がお互いを尊重し、ともに参画し、支えあえる、男女共同参画社会の確立に向け、取り組みを進めてきました。

また、あらゆる社会情勢の変化や新たな課題等への対応が必要であることから、2017年（平成29年）には、「第2次築上町男女共同参画推進基本計画」（以下「第2次推進基本計画」という。）を策定し、性別による固定的役割分担意識をなくし、男女共同参画意識を促進するため、研修会・講演会等の開催や「男女共同参画週間」を活用した啓発活動、DV防止・セクハラ防止対策に関する広報活動など、男女共同参画のさらなる推進を図っています。また、町の政策・方針決定への女性参画推進に向けて、管理職・各種委員会への女性登用を推進しています。

### 【現状と課題】

女性の人権問題の現状は、依然として性に起因する暴力や性別による固定的な役割分担等を背景とした差別的取扱い、雇用における男女の均等な機会と待遇の確保などの課題が残されており、社会の様々な分野における女性の参画や能力発揮は十分とは言えない状況にあります。

さらに、男女間の格差を示す国際指標であるジェンダー・ギャップ指数※をみると、日本は2017年（平成29年）の国連報告で144か国中114位となり、前年に比べ、経済、教育、保健分野の順位は上昇しましたが、政治分野では順位が下がるなど、諸外国に比べて低い結果となっています。女性が地域のリーダーとしての活躍や、事業運営を主体的に行う事例が増えている中で、まだ男女の意識の中には性別による固定的役割分担に基づく慣行や習慣が残っています。

2017年（平成29年）の内閣府の調査によると、約4人に1人（26.1%）の女性が「配偶者や恋人から暴力的行為を受けたことがある」と回答しており、深刻な暴力被害の実態が明らかになっています。

福岡県において、配偶者や交際相手からのDVに関する警察への相談等件数は2016年（平成28年）に1,873件と過去最高となり、ストーカー事案や性犯罪も高水準で推移するなど、女性に対する暴力は依然として深刻な問題となっています。

また、セクハラ等を含め相談件数も多く、女性に対する人権侵害が顕在化しています。

性別による人権侵害については、「福岡県男女共同参画推進条例」において禁止されていますが、人権教育や啓発を通して、女性の人権の尊重に努めるとともに、こうした行為の防止や被害を受けた人に対する支援措置を講じていく必要があります。

本町では「人権に関する住民意識調査」の結果から、『女性に対する差別や人権侵害があると思う』（「差別はまだ厳しいと思う」と「多少の差別はあると思う」を合算）と回答した人が多く、特に当事者である女性では7割を超えており、女性に関する人権問題は未だ根強く残っていることがわかります。（【図6】参照）

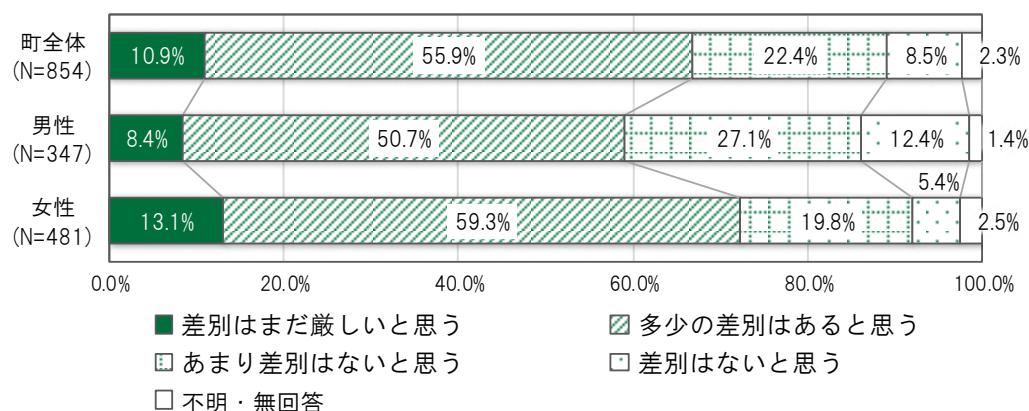
※ジェンダー・ギャップ指数（Gender Gap Index）

国ごとの男女格差を測る指標のこと。①経済活動の参加と機会（労働人口、所得、管理職、専門職の男女比）、②教育（初等教育や高等・専門教育への男女格差）、③健康と寿命（出生時の性別比、平均寿命の男女格差）、④政治への関与（議会や閣僚などへの参画における男女格差）の4分野で評価される。

また、「第2次推進基本計画」の策定にあたって実施した「第2次築上町男女共同参画推進基本計画策定に関する町民意識調査」(以下「男女共同参画に関する町民意識調査」という。)(2016年(平成28年))の結果によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、賛同する人は減少傾向にあるものの、男性の回答者においては、賛同する人が女性よりも多くなっています。また、男女の地位の平等感については、社会通念や習慣・しきたり、社会全体において「男性の方が優遇されている」という回答が多くなっていることから、固定的性別役割意識や男性優位の社会制度、慣行が根強く残っていることがわかります。(【図7】【図8】参照)

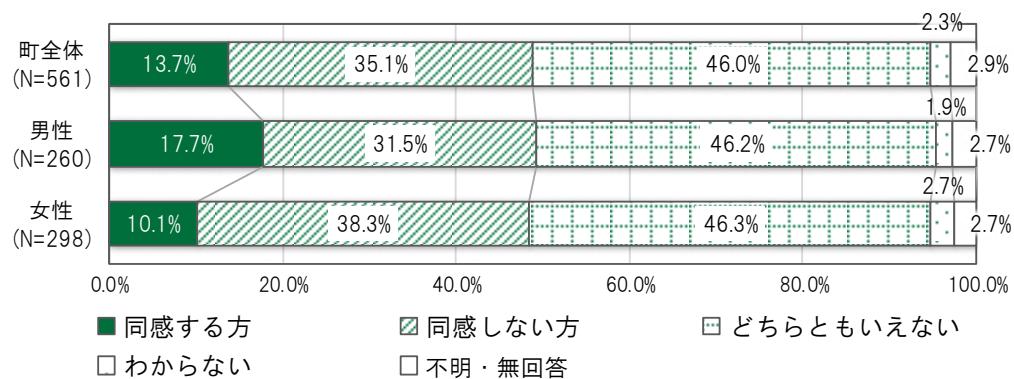
本町でも社会の様々な分野における女性の参画や能力発揮が進むように、「築上町男女共同参画推進条例」の理念を踏まえ、女性の方針決定の場への参画など総合的な施策を推進するとともに、DVやセクハラなど、女性に対するあらゆる暴力防止の啓発が求められています。

【図6 女性に対する差別や人権侵害の有無について】



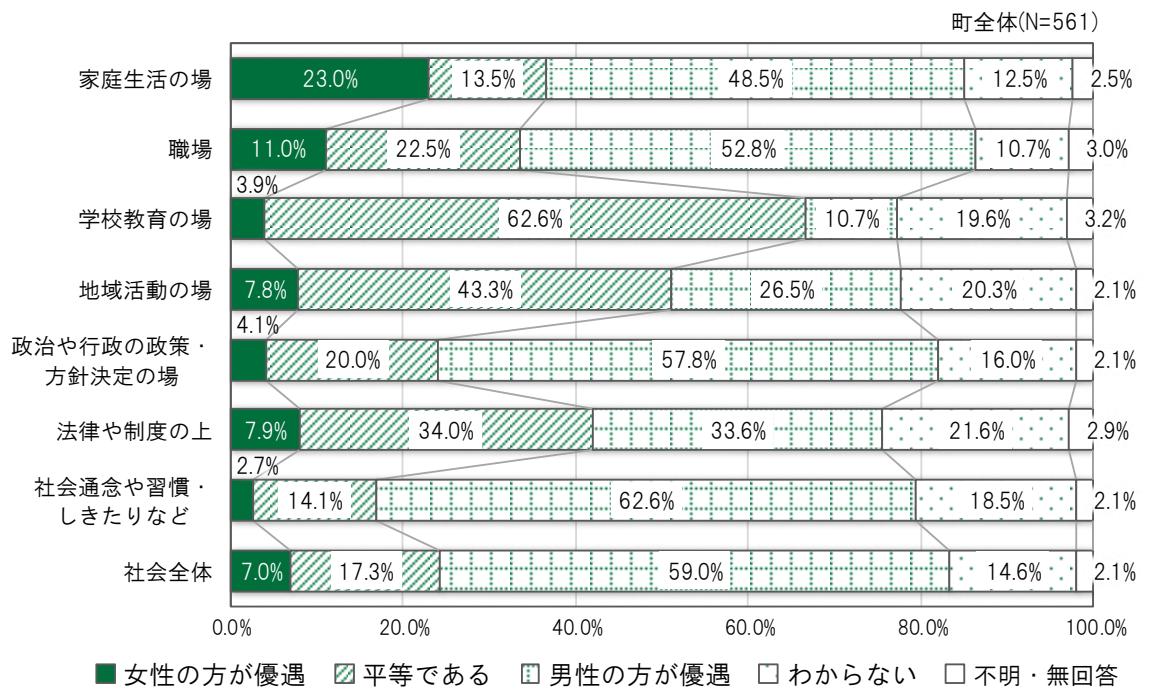
資料：「人権に関する住民意識調査」(平成29年)

【図7 「男は仕事、女は家庭」という考え方について】



資料：「男女共同参画に関する町民意識調査」(平成28年)

【図8 男女の地位の平等感について】



資料：「男女共同参画に関する町民意識調査」（平成28年）

### 【施策の方向】

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等が謳われ、男女平等の実現に向けた様々な取り組みが着実に推進されてきましたが、依然として、性に起因する暴力や性別による固定的な役割分担等を背景とした差別的取扱いなどの課題が残されており、こうした認識の下、「築上町男女共同参画推進条例」の理念を踏まえ、諸施策を総合的に策定・実施し、女性の人権が尊重される社会の実現に努めていきます。

#### (1) 男女共同参画社会を実現するための環境づくり

##### ① 政策・方針決定過程への女性の参画拡充

国では「社会のあらゆる分野において、2020年までに、政策決定的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度」という目標を定め、推進活動を行っています。

本町でも男女共同参画のまちづくりを目指し、広報・啓発活動を中心に、女性の政策・方針決定過程への参画拡充、女性リーダーの発掘や育成に努めます。また、各種審議会においても、女性が参画しやすい環境づくりを推進します。

##### ② 男女共同参画に関する啓発の実施

家庭・職場・学校・地域社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画週間を活用した啓発活動を実施します。

また、男女共同参画社会を目指した団体・男女共同参画ネット等の協力のもと、意識の向上を目標に啓発を展開します。

### ③ 男女共同参画を推進する学習・教育の充実

保育・幼児期、学校教育において、男女共同参画と人権尊重を学ぶ機会の充実を図ります。

また、生涯にわたって男女共同参画についての理解を深め、男女がともに家庭や地域を担い、一人ひとりの個性と能力を発揮することができる社会を目指し、生涯学習や自治会における人権啓発等を推進します。

町職員の意識浸透と理解を図り、男女共同参画社会づくりのリーダーとなるような職員養成を推進します。

## (2) 女性の人権が尊重される社会づくり

### ① 相談体制の充実

DVやハラスメントなど、女性に対するあらゆる暴力の根絶を目指し、相談機関や窓口の周知徹底と専門性のある担当者の配置を行い、庁内全体の危機管理体制を構築します。また、福岡県の専門機関との連携の下、DV防止対策及び被害者保護対策を推進します。

### ② 広報啓発活動の充実

DVやハラスメントは重大な人権侵害であるとの認識を高めるとともに、防止に向け、町民、地域、企業・事業所への広報・啓発活動の充実を図ります。

## (3) 職場・家庭・地域における男女共同参画の推進

### ① 職場における男女共同参画の推進

町内の企業・事業所に向けて、男女の均等な雇用機会と待遇に関する関係法令や各種制度について情報提供を行い、職場における男女格差の是正に向けた啓発を行うとともに、男女がともに働きやすく、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が実現した職場環境づくりを奨励します。

また、ハラスメント等防止に向けた取り組みの促進に努めます。

### ② 家庭における男女共同参画の推進

働く女性が増える中、男女ともに仕事と家庭生活の責任を負い、自分の時間も大切にできる環境を整えていくことが必要です。

家庭での男女共同参画について学習する機会や啓発を積極的に行い、固定的性別役割分担意識の解消及び男性の生活力向上に努めます。

### ③ 地域における男女共同参画の推進

人口減少や高齢化の進行、住民同士のつながりの希薄化が進む中、性別や年齢にかかわらず、地域で暮らす全ての住民が主体となって、まちづくりを進めることが重要ですが、自治会などの役職や地域活動は依然として男性中心となっています。

地域社会における男女共同参画意識の醸成が図られるよう、活動の周知・啓発に努めるとともに、女性が地域の方針決定の場へ参画しやすい環境づくりを推進します。

### 3. 子どもに関する問題

#### 【これまでの取り組み】

国連においては、1989年（平成元年）に「児童の権利に関する条約」を採択し、「国は子どもの最善の利益を第一義的に考慮しながら、子どもの人権尊重と権利実現のためにあらゆる措置をとる」として、子どもの権利を宣言しました。

国においては、1947年（昭和22年）に「児童福祉法」、1951年（昭和26年）に「児童憲章」を制定し、子どもの人権尊重と福祉の保障を進めてきました。

また、1999年（平成11年）には「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（児童ポルノ禁止法）」、2000年（平成12年）に「児童虐待防止法」、2013年（平成25年）に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「子どもの貧困対策基本法」という。）及び「いじめ防止対策推進法」の制定など、子どもの権利に関する法律が整備されてきました。

福岡県においては、1991年（平成3年）に「福岡県青少年健全育成総合計画（福岡県青少年プラン）」を策定し、社会状況の変化などを踏まえた改訂を行い、青少年問題をはじめ、新たな状況に対応した総合的な施策が推進されてきました。

また、いじめや体罰をはじめとした子どもに対する人権侵害の問題を解決するため、2014年（平成26年）に「福岡県いじめ防止基本方針」、2015年（平成27年）には「福岡県いじめ問題総合対策【改訂版】」を策定しています。

さらに、子どもに関する施策として、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、2005年（平成17年）に『福岡県次世代育成支援行動計画「出会い・子育て応援プラン（前期計画）』を策定し、子育て支援施策が推進されてきました。しかし、計画策定後も少子化の一層の進行、児童虐待の急増、子育て不安の深刻化等の子どもや家庭を取り巻く環境は厳しさを増し、これらの課題の解決に向けて、2010年（平成22年）に「福岡県次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定、2015年（平成27年）には「ふくおか子ども・子育て応援総合プラン」を策定し、子育てを地域全体で支え、応援する社会づくりを進めています。

本町では、2010年（平成22年）に、「築上町次世代育成支援後期行動計画」を策定し、概ね18歳未満のすべての子どもとその家庭を対象とした次世代育成支援を総合的かつ計画的に推進してきました。また、子どもと家庭を取り巻く状況が変化している中、地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する仕組みの構築が必要であるという考え方のもと、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的として、2015年（平成27年）に「築上町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つことができるよう、安心して子育てができる環境の整備や児童虐待の予防及び早期発見・早期対応などの施策を進めているところです。

### 【現状と課題】

合計特殊出生率※が、全国では1.44、福岡県では1.50(2016年(平成28年))、築上町では1.64(2013年(平成25年))となるなど近年の急激な少子化は、子ども同士のふれあいの機会を減少させ、自主性や社会性の育ちにくい状況をもたらすとともに、核家族化の進行などにより家庭の子育て力も低下しています。特に近年、地域における住民同士の交流やふれあいが少なくなり、地域社会全体で子どもを育て、保護していくという意識が薄れてきています。

また、社会が物質的に豊かになる中で、生活体験や自然体験などが少なくなり、他人への温かい思いやりや人間関係が希薄となり、情報化の進展等により自分で主体的に考えることが少なくなるなどの内面的なひずみも生まれています。

こうした状況の中で、重大な子どもの権利侵害である「児童虐待(保護者等による身体的・心理的虐待、養育の拒否・放任、性的虐待)」や、インターネットや携帯電話の普及による有害情報の氾濫、出会い系サイトを介した事件等、子どもの人権が侵害されやすい環境になっています。児童買春・児童ポルノなど児童の性の商品化の問題も生じており、福岡県の児童相談所における児童虐待相談件数も近年急増するなど、少子化や児童虐待の問題に加え、子どもの人権を侵害する犯罪の増加等、子どもを取り巻く状況は依然として厳しいものがあります。

学校においては、いじめや不登校が依然として深刻な問題になっています。

さらに、1951年(昭和26年)「児童憲章」や1994年(平成6年)に批准された「子どもの権利条約」において、子どもは、児童の意見表明権などの権利行使の主体として保障されるべきものとなっていますが、依然として子ども自身が権利の主体として尊重されるという認識が十分ではありません。

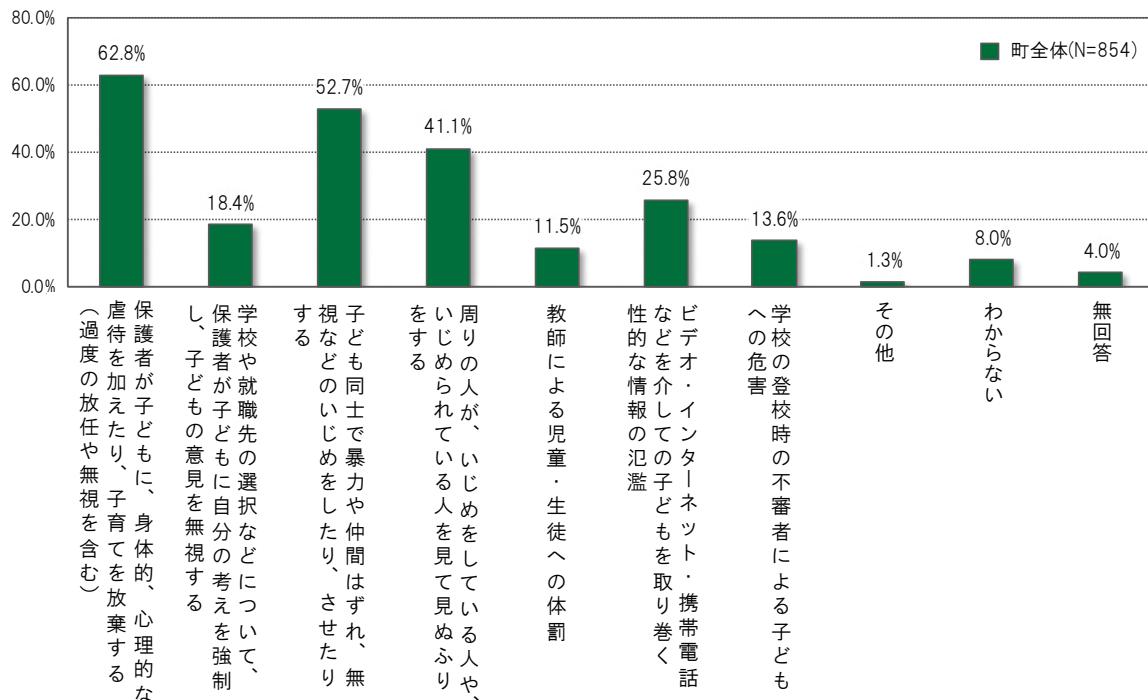
本町の「人権に関する住民意識調査」の結果では、「保護者が子どもに、身体的、心理的な虐待を加えたり、子育てを放棄する(過度の放任や無視を含む)」や「子ども同士で暴力や仲間はずれ、無視などのいじめをしたり、させたりする」という回答が多くみられ、子どもへの人権侵害やいじめ問題の解決に向けた取り組みが必要です。(【図9】参照)

子どもや青少年一人ひとりの人権を最大限に尊重する中で、人権に関する正しい理解と認識を深め、同時に他者の立場を尊重し、違いを個性として認識できるような人として成育できる環境づくりを推進する必要があります。

#### ※合計特殊出生率

一人の女性が一生の間に生む平均の子どもの数。15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、人口を維持するために必要な水準(人口置換水準)は2.07とされている。

【図9 子どもの人権に関する問題について】



資料：「人権に関する住民意識調査」（平成29年）

### 【施策の方向】

福岡県において、2015年（平成27年）に策定された「ふくおか子ども・子育て応援総合プラン」に基づき、子どもや青少年の意思が尊重され、権利が保障された環境の中で、豊かな人権感覚を備えた人間として成育するための環境づくりを推進します。

#### （1）子どもの人権が尊重される社会づくり

##### ① 子どもの人権尊重及び周知

社会全体が、子どもの人権を尊重し、子どもが健やかに育ち、成長・発達することの大切さを改めて認識することが必要であり、子どもにかかわるすべての人が、子どもの権利についての認識などを深めるよう啓発を推進します。

##### ② いじめ、非行、不登校、児童虐待防止への対応

青少年の自主性や主体性を尊重した青少年育成施策を推進するとともに、非行の問題行動やいじめ、不登校については、個々の事象に対応できるよう相談指導体制の一層の充実に努め、学校、家庭、地域社会の連携による総合的な取り組みの充実を図ります。

また、児童虐待の未然防止や被虐待児が迅速かつ適切に保護され、心理的ケアや社会的自立、親子関係の再構築を支援するなど、子どもが安心・安全に暮らせる環境づくりの取り組みや家庭が発達段階に応じた適切な対応がとれるよう家庭教育の充実を図ります。

### (2) 子育ての支援

#### ① 相談・支援体制の整備・充実

子育てに対する不安や悩み、いじめ、不登校、虐待等、様々な問題についての相談機関の周知に努めるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等によるカウンセリング機能の充実により、子どもとその保護者の心の安定を図ります。

特に、児童虐待については、未然防止、早期発見・早期対応が重要であるため、児童相談所・学校・保育所（園）・保健師等と連携して対応し、虐待を受けた児童の自立支援、再発防止に努めます。

また、児童虐待の要因の一つとして、子育て家庭の孤立や子育ての負担感があげられることから、地域やNPO<sup>\*</sup>など社会全体で子育て家庭を支援するシステムの構築を推進します。

#### ② 保育の充実

子育ての負担感を緩和し、安心して子育てができる環境整備を促進するため、「築上町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保育所（園）における延長保育、病後児保育などの保育サービスの充実を図ります。

\* NPO (Nonprofit Organization)

非営利団体のこと。一般的には自発的・自主的に社会貢献活動に取り組む団体を指す。なお、こうした団体に簡易な手続きで法人管区を付与すること等を目的とした「特定非営利活動促進法（NPO法）」が1998年（平成10年）に施行された。

### (3) 子どもたちが心豊かに育つ環境づくり

#### ① 人権教育・心の教育等の推進

次代を担う子どもたちの豊かな情操や自尊感情、規範意識、生命の尊重、他者への思いやり、社会性などの豊かな心を育むことにより、異文化の理解や異なる価値観の受容など、多様性を理解することができる青少年を育成します。

また、児童生徒の人権意識の高揚と定着を図るため、学校の教育活動の充実を図ります。

#### ② 生徒指導の推進

教職員などが、一人ひとりの子どもに対する理解を深め、いじめの早期発見・早期対応や継続的指導の重要性及び体罰禁止の周知徹底を図ります。

また、いじめ・不登校などの問題行動の未然防止と解決に向け、児童と積極的にかかわる生徒指導相談員やスクールカウンセラーのカウンセリング機能の充実を図ります。

#### ③ 社会環境整備の推進

家庭、学校、地域社会が連携し、いじめや不登校、虐待などの早期発見と早期解決の推進を図ります。

また、心理的要因のために登校できない状態になっている児童生徒や、いじめによって学校に行けない児童生徒、非行等の問題を抱える青少年の心のよりどころとなる居場所の確保や就学支援、就労・定着支援などを行い、社会的自立を促進します。

インターネットの利用については、情報化社会での行動に責任を持つことや、情報を正しく安全に利用できるための情報モラルを身に付けさせる学習機会の充実と広報・啓発活動の推進に努めます。

さらに、覚せい剤や大麻等の薬物乱用を未然に防止するため、地域、家庭、関係機関との連携を図り、薬物乱用防止の啓発を推進します。

## 4. 高齢者に関する問題

### 【これまでの取り組み】

高齢者に関する施策については、高齢化の進展に伴う様々な課題に対応するため、2000年（平成12年）から介護を社会全体で支える仕組みとして導入された「介護保険制度」が社会システムとして定着する一方で、団塊世代の退職・高齢化や一人暮らし高齢者の増加、介護職員の離職率の高さなどの課題が明らかになってきました。

また、家庭や介護施設などで、高齢者に対する身体的、心理的、経済的虐待、介護や世話を放棄・放任等が深刻になる中、高齢者の尊厳を保持するため「高齢者虐待防止法」が2006年（平成18年）に施行され、地方公共団体は、高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び養護者に対する適切な支援を行うことが義務づけられました。

福岡県では、すべての県民が健やかで心豊かな生活を送ることができる活力ある高齢社会の実現に向けた「高齢者保健福祉計画」を策定し、保健福祉サービスの目標量の設定や総合的にサービスを提供できる体制づくりに努めてきました。その後、介護保険制度の創設など、高齢者を取り巻く社会状況の変化や重要な課題に応じ、計画の見直しを重ね、2018年度（平成30年度）からは、「福岡県高齢者保健福祉計画（第8次）」に基づき、高齢者がいきいきと活躍でき、医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活できる社会づくりを推進しています。

本町においても、2007年（平成19年）に介護保険事業計画を含む「築上町老人保健福祉計画」を策定、3年おきに見直しを行い、2017年度（平成29年度）には「築上町高齢者保健福祉計画（第7期）」を策定し、保健福祉サービスをはじめ、高齢者の生きがい、雇用・就業機会の確保などの施策を積極的に進めてきました。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して、尊厳ある暮らしを続けることができるよう、介護保険制度による公的サービスのみならず、インフォーマルサービス※などの社会資源を活用して、包括的及び継続的に支援する地域包括ケアシステムの構築を進めてきました。

2012年（平成24年）には高齢者支援の中核機関として、築城支所に築上町地域包括支援センターを設置しました。高齢者の総合相談窓口として、また高齢者虐待や消費者被害、成年後見制度支援等、権利擁護業務等を実施しています。

### ※インフォーマルサービス

インフォーマルケアともいう。公的機関の専門職による制度に基づくサービスや支援（フォーマルサービス）以外の支援のこと。具体的には、家族、企業、友人、民生委員、ボランティア、NPOなど、制度に基づかない援助。また、本人の潜在能力に注目し、ケアプランにインフォーマルサービスとして利用者本人や家族・地域などの取組や支援を取り入れることが望ましい。最近では、住み慣れた地域で、その方らしい生活を継続していくために、地域包括ケアという視点に立ち、ますますインフォーマルサービスの連携の必要性が増すといわれている。

特に、認知症高齢者対策では、地域住民への認知症に関する知識の普及・啓発や認知症サポーターの育成、認知症カフェ「オレンジカフェきづき」を開設するなど、認知症があっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けられる体制づくりを進めています。

#### 【現状と課題】

国においては、平均寿命の延伸と出生率の低下により、少子高齢化が急速に進行しており、2015年（平成27年）時点での平均寿命は、男性が80.8歳、女性が87.0歳であり、高齢化率は26.7%となり、長寿国であるとともに、超高齢社会時代を迎えています。

このような中、働くことを希望する高齢者に対して、高齢者雇用に対する企業の意識は変化してきてはいますが、定年の廃止や延長などによる70歳まで働く制度の導入には依然として企業は慎重です。高齢者を年齢などにより一律に弱者として判断するといった誤った理解が、高齢者に対する偏見や差別を生み、働く意欲のある元気な高齢者についても、年齢制限等により、雇用・就業が制限され、社会参加や自立の機会を逃してしまうケースもみられます。高齢者の生きがいづくりや介護予防の観点からも、就業・社会参加に向けたきめ細かな支援が必要となります。

また、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、国の高齢化率は30.0%に到達することが見込まれており、これに伴い、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、寝たきり、認知症等の介護を要する高齢者がさらに急増すると予測されています。このため、2025年を目途に、介護や医療が必要となっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域包括ケアシステムの深化及び推進が必要となる中、サービス提供を担う介護人材の確保は重要な課題です。しかしながら、介護職員については、離職率が高い、人材確保が難しい等の状況にあり、これは介護職員の賃金が低い等の処遇の問題が一因であると考えられます。

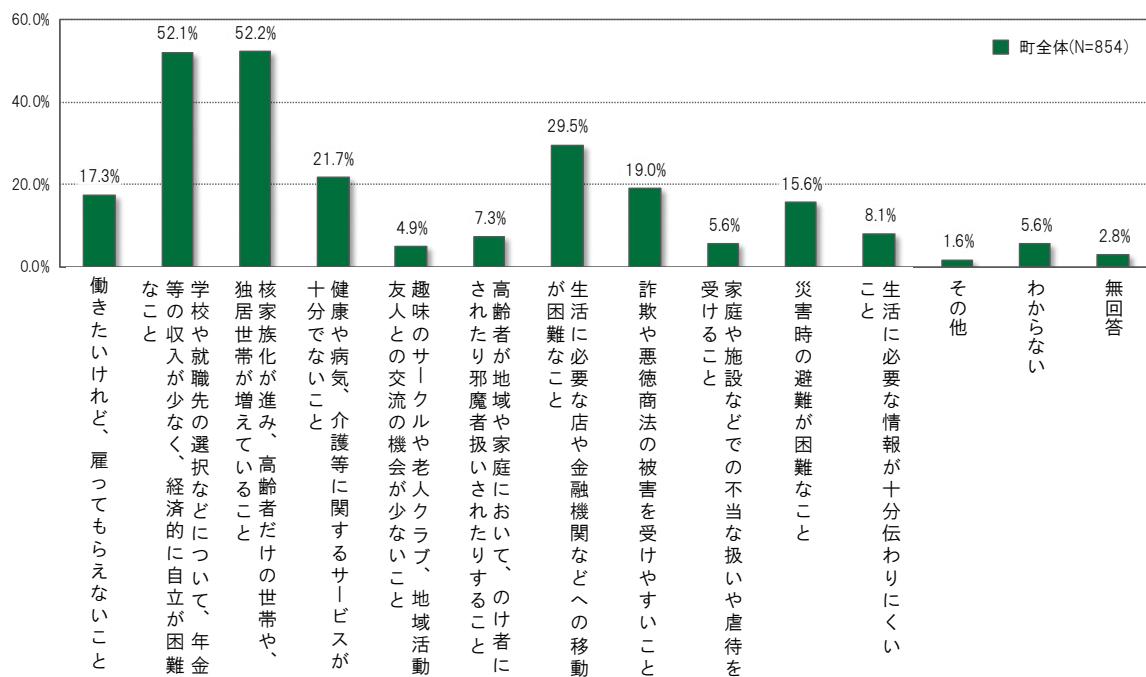
さらに、家族構造や社会情勢の変化に伴い、養護者の高齢者に対する身体的及び精神的な虐待や身体拘束等により、高齢者的人権が著しく侵害される深刻な問題が発生しています。

2018年（平成30年）4月1日現在、福岡県の高齢化率は26.2%と約4人に1人が高齢者となっています。本町における高齢化率は福岡県の値を大きく上回っており、同時点の高齢化率は35.3%と3人に1人が高齢者となっており、高齢化の進行は今後も続くと見込まれています。

また、本町では「人権に関する住民意識調査」の結果から、高齢者的人権問題について特に問題があると思われることは、「核家族化が進み、高齢者だけの世帯や、独居世帯が増えていること」や「年金等の収入が少なく、経済的に自立が困難なこと」と回答した人が多くなっています。（【図10】参照）

今後、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯の増加に伴い、高齢者を対象とした特殊詐欺や悪徳商法による被害の増加や判断能力が十分でない認知症高齢者の財産管理の問題、介護サービスの利用などの自己決定が困難になるなどの問題が顕在化するものと考えられます。判断能力が衰えた高齢者が、個人の尊厳を尊重されながら住み慣れた地域で安心して生活できるよう、成年後見制度の利用促進など、高齢者の権利を擁護するとともに、認知症の人を支える地域づくりを進めが必要です。

【図10 高齢者的人権に関する問題について】



資料：「人権に関する住民意識調査」（平成29年）

### 【施策の方向】

高齢者がたとえ寝たきりや認知症等になっても、人間としての尊厳が守られ、できる限り自立して、社会とのかかわりを持ちながら生活できるよう「築上町老人保健福祉計画」等に基づき、介護サービスの提供基盤の整備や介護サービスの質の向上に努めます。

#### (1) 高齢者の生きがいづくりの推進

##### ① 雇用・就業機会の確保

働く意欲のある元気な高齢者が確実に増加していくことから、企業・事業所への継続雇用の促進やハローワーク等との連携した再就職支援、公益社団法人シルバーハウス人材センターにおける就業機会の確保に努めます。

##### ② 社会参加の促進

高齢者の生きがいづくり、健康づくり、仲間づくりを促進するため、趣味やスポーツに関する各種教室を活用した社会参加の促進を行います。

## (2) 福祉サービスを利用しやすい環境づくり

### ① 保健・医療・福祉サービスの利用支援

介護や支援の必要な高齢者が、必要かつ適切なサービス利用が図られるよう、相談体制の充実、情報提供体制の整備を図るとともに、高齢者が自身の尊厳を保ちながら、様々なサービスを利用できる環境づくりに努めます。また、高齢者の介護サービスや保健福祉サービス、日常生活などの相談対応を行う地域包括支援センターの充実を図ります。

### ② 福祉サービスの充実

「築上町高齢者保健福祉計画」等に基づき、在宅支援、見守り活動、生きがいづくりにおける活動支援等の高齢者福祉サービス及び介護サービスの充実ならびに介護保険サービス基盤の整備促進と適正な介護保険給付サービスの提供に努めます。

## (3) 地域生活支援体制の整備

### ① 地域で支え合う体制整備の推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、見守りや支援が必要な高齢者を地域で支え合う体制づくりを推進します。

また、世代間交流やボランティア活動等の促進など、高齢者を地域全体で支える体制づくりに努めます。

さらに、一人暮らしの高齢者や要介護者の増加に伴い、地域で活躍する民生委員・児童委員の役割が重要となることから、福祉に関する専門知識の向上及び円滑な活動の推進を図るための研修会等の実施など、資質向上を図ります。

### ② 高齢者の消費者被害への対応

高齢者を狙った新たな手口の悪質商法が発生していることを踏まえ、警察や関係機関と連携して、高齢者の消費者被害の防止に資する消費者教育・啓発に取り組みます。

## (4) 権利擁護、虐待防止等の推進

### ① 認知症高齢者施策の推進

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるために、認知症初期集中支援チームの設置や認知症の状態に応じた適切な医療や介護サービスの提供など、総合的な認知症施策の推進に努めます。

また、認知症や知的障がいにより、判断能力が十分でない高齢者が地域で自立して生活が送れるよう、福祉サービスの利用の援助や金銭管理等の支援を推進します。特に、成年後見制度の周知、利用促進に向けた広報・啓発活動に努めます。

## ② 虐待防止体制の充実

高齢者虐待の防止や養護者に対する適切な支援を推進するため、高齢者虐待に関する相談窓口となる地域包括支援センターや虐待に対応する町職員の対応力の向上を図ります。

また、高齢者の権利を擁護し、質の高い介護を提供するため、特別養護老人ホーム等の高齢者福祉施設等に対して、身体拘束廃止の普及・啓発に努めます。

## 5. 障がいのある人に関する問題

### 【これまでの取り組み】

障がいのある人に関する施策については、1981年（昭和56年）の「国際障害者年」を契機として、様々な取り組みが実施され、施策の着実な推進が図られてきました。

しかし、この間の社会生活環境の変化や障がいの重度・重複化、障がいのある人の高齢化が進むなど状況は大きく変化し、また、障がいのある人自身の社会参加・社会貢献への意欲も大きな高まりを見せてきました。2006年（平成18年）に国連で、「障害者の権利条約」が採択され、「障害者が社会に参加するための合理的配慮」が明文化されました。

このため、国においては1993年（平成5年）に「障害者対策に関する新長期計画」「障害者基本法」が、1995年（平成7年）には「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」が施行され、「障害者プラン」（ノーマライゼーション※7ヶ年戦略）が策定されました。また、これまでの障がい福祉サービス体系を改め、一元的な制度の下でサービスの提供を図るため、2006年（平成18年）に「障害者自立支援法」が施行されました。2007年（平成19年）に障がいのある児童生徒への支援と共生社会をめざすための特別支援教育が実施され、「障害者の権利条約」を批准するための国内法が整えられました。2011年（平成23年）には「障害者基本法」が改正され、障がいのある人を権利の主体として「社会的障壁によって日常生活や社会生活に制限を受ける人」と定義しました。また、障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒が可能な限り共に教育を受けるよう配慮することを求めました。2012年（平成24年）には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という）と、障がいのある人の権利擁護の観点から「障害者虐待防止法」が制定されました。さらに、2016年（平成28年）には、障がいを理由とする不当な差別的取り扱いの解消と合理的配慮の推進を図るための「障害者差別解消法」が施行され、学校教育法施行令も一部改正されました。

福岡県では、こうした国の動向を踏まえ、2015年（平成27年）には、「障害者基本法」の理念に則り、障がいのある人の自己決定の尊重及び意思決定の支援や障がいを理由とする差別の解消、障がいの特性等に配慮した支援など、7つの基本視点を掲げた「福岡県障害者長期計画」を策定しました。また、2017年（平成29年）に「福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」が施行されました。

### ※ノーマライゼーション

デンマークのバンク・ミケルセンが、知的に障がいのある人の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障がい者福祉のための重要な理念。障がいのある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件整備をすべきであり、共に生きる社会こそが正しい社会であるという考え方。

本町においては、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、2016年度（平成28年度）に「築上町障害者計画」を策定しました。また、2018年（平成30年）には「第5期築上町障害福祉計画及び第1期築上町障害児童福祉計画」を策定し、障がいのある人や障がいのある子どもが住みやすいまちづくりと、社会参加しやすい環境づくりに向けた施策を積極的に進めています。

「築上町障害者計画」では、「笑顔で明るい 支え合いのまち 築上」を基本理念に、障がいのある人の自立した生活と社会参加を推進し、地域住民が障がいへの理解と共感の心を持って障がいのある人を支えられる地域社会の実現に向けて取り組んでいます。

#### 【現状と課題】

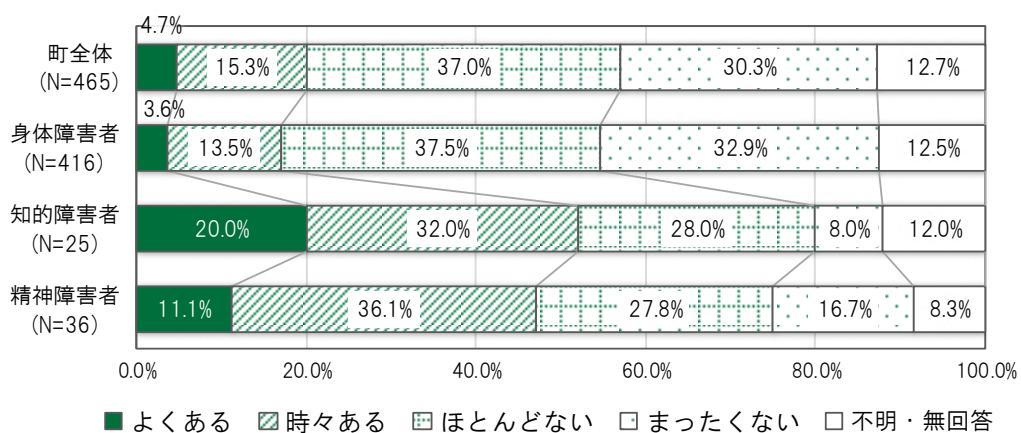
障がいのある人の「完全参加と平等」を実現するためには、「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障がいのある人もない人も共に生活できるための環境整備と障がいに対する正しい知識の普及や啓発の推進が必要です。

また、障がいのある人の自立意識や社会参加、生活向上の意識は高まりをみせる一方で、障がいについての十分な知識がないために、障がいのある人やその家族に対して誤解や偏見が生じ、本人や家族が差別的な言動を受けるなどの人権侵害を受けたり、障がいのある人の自立や社会参加が妨げられたりする事象も依然として発生しています。特に、知的障がいや精神障がいのある人については、誤解や偏見がなお根強く、今後も施策の一層の推進が必要となっています。（【図11】【図12】参照）

さらに、「障害者自立支援法」は障がい者施策の縦割りの解消、施設及び在宅のサービス体系の見直しなど一定の評価ができますが、サービス利用時の自己負担等について障がいのある人の不安が根強く残っています。

【図11 障がいがあるため、差別を受けたり、いやな思いをしたことの有無】

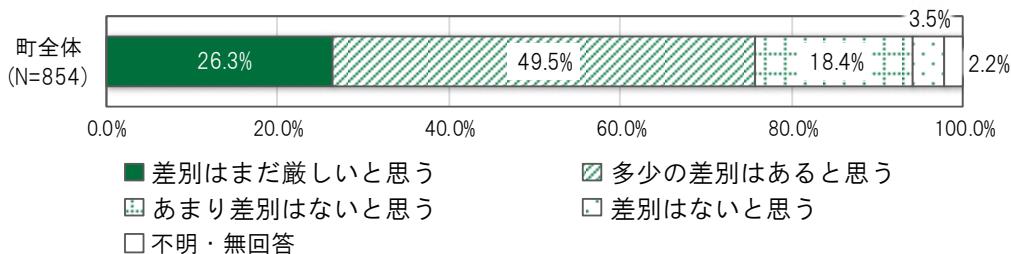
（※障がいのある人本人による回答）



資料：「築上町障害者計画策定に関するアンケート調査」（平成27年）

【図12 障がいのある人に対する差別や人権侵害の有無について】

(※障がいの有無に関係なく回答)



資料：「人権に関する住民意識調査」（平成29年）

### 【施策の方向】

障がいのある人がライフステージ※のすべての段階において、社会、経済、文化等各分野にわたり平等に参加、活動することのできる社会の実現を図ることが必要です。

また、「ノーマライゼーション」を基本理念として、「施設や病院から地域生活への移行の促進」、「障がいのある人が安心して暮らせる生活基盤の整備」が大きな方向性となります。

このため、本町では、こうした状況の変化を十分に勘案しながら、「築上町障害者計画」等に基づき今後の施策を推進します。

#### (1) 正しい理解と認識のための啓発の推進

障がいのある人に対する誤解や偏見から生じる人権侵害の防止等と障がいのある人の権利擁護に向けた取り組みが重要です。

すべての住民が社会の一員として暮らすことができるまちづくりを進めるために、広報紙やホームページ、人権講演会等の開催を通じて、障がい及び障がいのある人に対する正しい理解と知識の普及・啓発を行います。

#### (2) 自立と社会参加の推進

##### ① 地域における生活の支援

障がいのある人が住み慣れた地域で生活が続けられるように努めるとともに、障がいのある人とない人を結び、障がいのある人が社会参加できるように支援の強化を図ります。

また、地域での生活を支えるため、各種福祉サービスの充実や情報提供など、地域生活の支援を進めます。

※ライフステージ

幼児期、児童期、青年期、老年期等、人生の様々な家庭における生活史上の各段階のこと。

### ② スポーツ・レクリエーション、文化・芸術活動の振興

障がいのある人の自立とあらゆる分野の活動への参加を促進するため、地域住民の障がいへの理解を深めるとともに、地域の社会資源や行事等様々なイベントの機会を活用した交流の場を設け、障がいのある人とない人の交流の機会を拡充していきます。

また、県や地域で開催される福祉イベント等の広報を行い、障がい者スポーツの振興、各種レクリエーション・文化活動への参加促進に努めます。

### (3) 職業的自立の支援

#### ① 就業機会や雇用の確保

障がいのある人の適正や能力に応じて、就業機会や雇用を確保します。また、職業的自立を図れるよう、企業・事業所に対して、「障害者雇用促進法」によって定められている法定雇用率※達成の遵守や障がいへの理解を深めるための広報・啓発を推進していきます。

さらに、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携を図ります。

#### ② 就労支援の充実

障害者就業・生活支援センター機能の充実や利用促進を図り、就労及び生活面の一体的な相談支援を実施します。

障害者就業・生活支援センターや障害者能力開発校において行われている、専門店的なりハビリテーションや障がいのある人の特性に応じた職業訓練へつなぐことに努め、障がいのある人の職業の安定と自立を図ります。

#### ※法定雇用率

従業員のうち障がいのある人を雇うべき割合のこと。2018年（平成30年）4月から、対象に精神に障がいのある人が含まれるようになった。また、法定雇用率の引き上げや障がい者雇用の義務が生じる対象事業者の従業員数が50人以上から45.5人以上となり、対象範囲が広がっている。法定雇用率が未達成の場合は、ペナルティが課せられ

## (4) 障がいのある児童への保育・教育の充実

### ① 特別支援教育の充実

障がいのある子どもの自立と社会参加の推進を図るため、町立の小中学校における支援教室の設置をはじめ、教育環境の整備に努めます。また、関係機関等との連携により、一人ひとりの障がいの状態に応じた適切な指導や支援を行う特別支援教育を推進します。

さらに、障がいのある子どもと障がいのない子どもとの交流学習や共同学習を積極的に行い、人権教育を充実させることで相互理解を深めます。

### ② 自立と社会参加を目指した支援の充実

障がいのある子どもが、将来の進路を主体的に選択できるよう、早い段階から子どもの進路希望を把握し、学校・事業所等の関係機関との連携を図りながら、進学・就労支援を推進します。

## (5) 地域生活支援体制等の整備

### ① 福祉のまちづくりの推進

障がいのある人の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境整備の実現を目指します。福岡県が推進する「福岡県福祉のまちづくり条例」に基づき、公共的建築物、公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化を促進し、安全かつ円滑に生活できるまちづくりに取り組みます。

### ② 虐待防止体制の充実

「障害者虐待防止法」の積極的な広報・啓発活動を行い、障がいのある人への虐待の早期発見・防止に努めます。

また、福岡県や障害者虐待防止センターとの連携や施設職員及び町職員に対する虐待防止研修の実施等により、虐待の防止及び虐待事案への対応に取り組みます。

※注 「福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」に基づき、「障害」については「障がい」と、「障害者」については「障がいのある人」と表記しています。(法令に定めるものを除く。)

## 6. 外国人に関する問題

---

### 【これまでの取り組み】

国連は、1965年（昭和40年）「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」を採択し、外国人の人権が尊重される社会の実現に向け、取り組みをはじめました。

国は、「日本学生支援機構法（旧：日本育英会法）」、「公営住宅法」、「児童福祉法」「国民年金」、「国民健康保険法」などの国籍条項を撤廃し、日本で暮らす外国人に対する社会保障の不平等な取り扱いは解消の方向へと向かっています。また、2012年（平成24年）から「外国人登録法」が改正され、外国人住民も日本人と同様に住民票が作成されるようになりました。

日本における在留外国人数は、2018年（平成30年）6月末で194か国・地域、約264万人で過去最高となり、グローバル化の進展に伴い、国籍が多様化しています。このような中、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが大きな社会問題となっており、2016年（平成28年）に「ヘイトスピーチ解消法」が施行され、外国人に対する偏見や差別の解消に向けた取り組みが推進されています。

福岡県の外国人（外国籍県民）に関する施策は、2002年（平成14年）に「ふくおか国際化推進プラン」を策定し、県民の国際理解の促進、外国籍県民が暮らしやすい環境の整備、共に暮らす地域づくりの取り組みを推進しています。

本町においては、日中友好相互交流事業など、小・中学生を中心とした国際理解教育等、国際化に対応した社会環境づくりを進めてきました。

### 【現状と課題】

福岡県における在留外国人数（外国人登録者数）は、2016年（平成28年）12月末で64,998人と福岡県人口の1%を占めており、全国でも9番目に多い数となっています。その中で、中国の人々が多く、次いで韓国・朝鮮、ベトナム、ネパール、フィリピン、アメリカなどの人々となっています。近年では中国、韓国・朝鮮の人々の数が減少する中で、ベトナム、ネパールの人々を中心に、新たに渡日した外国籍県民の数が年々増加しています。

本町における外国人登録者数は、多くありませんが、国際結婚による韓国・朝鮮籍以外の外国人登録者も増えています。

新たに日本で生活することになった外国籍の人々については、言葉や生活習慣の違いから、住居、保健・医療、教育、労働、地域との交流など、日常生活を送る上で様々な問題が指摘されています。

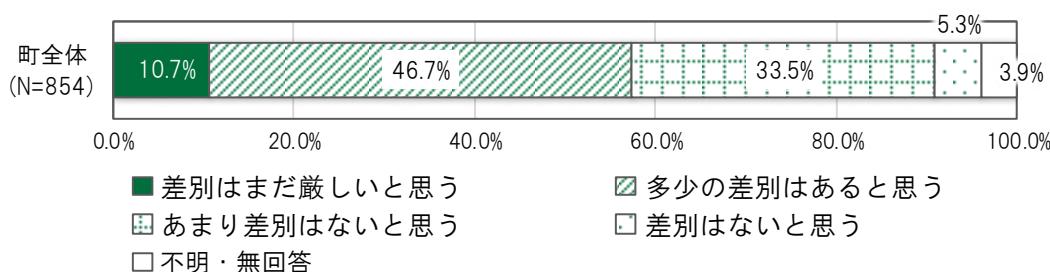
また、過去の歴史認識や相互理解が不十分であることにより、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動いわゆるヘイトスピーチが社会問題となっています。ヘイトスピーチは、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけ、差別意識を助長しかねない行為であり、解消に向けて取り組む必要があります。

さらに、従来から福岡県内に生活基盤を持つ外国籍の人々についても、公的年金や教育、住居、就労、結婚などの問題が指摘されています。特に、在日韓国・在日朝鮮の人々に対しては、日本・国籍を取得した人も含めて、依然として人権侵害が発生している状況です。

最近では、国際結婚により生まれた子どもが増えてきていることから、これらの環境に育つ子どもの母国語・母国文化教育の充実、外国語で受診できる医療機関の整備など地域に定着するための生活支援がますます必要となっています。

多国籍化・多民族化が進展する中で、外国籍住民が快適で安心・安全に暮らせる地域づくりを推進するとともに、相互に理解を深め、人権を尊重し共生していく社会を築いていくことが重要になっています。

【図13 外国人に対する差別や人権侵害について】



資料：「人権に関する住民意識調査」（平成29年）

### 【施策の方向】

住民一人ひとりが国際理解を深め、世界の人々と交流し、協力し合っていくことは自らの人生をより豊かにすることです。また、外国籍住民が住民の一員として地域づくりに参画し、多様な感性や能力を発揮することは、地域の活性化や国際化の大きな力となります。

今後とも、住民一人ひとりが異なる文化や考え方を理解し、相互の人権を尊重し合う「心の国際化」を推進し、共生社会の実現に向けた取り組みを推進します。

#### (1) 国際理解の促進及びヘイトスピーチ解消に向けた啓発推進

異なる文化や価値観の違いを認め、お互いの人権を尊重するため、民族・文化・歴史等を正しく学習する機会の提供や外国籍住民に対する偏見や差別意識の解消に向けた啓発活動の充実に努めます。また、外国籍住民との交流イベントや交流活動を通して、相互理解を促進します。

また、「ヘイトスピーチ解消法」を踏まえ、ヘイトスピーチは許されないという認識を広め、福岡県と連携し、その解消を図るための啓発活動を推進します。

### (2) 住みやすい環境づくり

#### ① 相談体制・情報提供の充実

役場などの公的機関において、外国籍住民の言葉や生活習慣、住まい、保健・医療、教育、就労といった様々な問題について対応することが求められます。そのため、来庁があった場合の相談窓口等への案内、相談内容等の聞き取り、支援機関との連携など、適切な支援ができるよう体制整備に努めます。

また、外国人向けの情報を多言語で提供することで、安心して暮らせる環境の整備に努めます。

#### ② 外国籍住民の各種審議会等への参加機会の拡大

外国籍住民が町の各種審議会等への参加する機会の拡大を図り、その意見の反映に努めます。また、福岡県をはじめ、関係機関やNPO等との連携・協働による共生社会の実現に向けた取り組みを推進します。

### (3) 国際理解教育の推進

外国籍住民の人権についての正しい理解と認識を広げるため、学校、地域、家庭が連携・協力しながら国際理解教育を推進するとともに、引き続き、福岡県と連携を図りながら、効果的な啓発の取り組みを推進します。

## 7. H.I.V感染者・エイズ患者・ハンセン病患者等に関する問題

### (1) H.I.V感染症・エイズ患者

#### 【これまでの取り組み】

H.I.V※感染者・エイズ※患者に対する偏見や差別が根強く存在していることから、世界保健機関（WHO）では、毎年12月1日を「世界エイズデー」と定め、世界的レベルでのH.I.V感染症・エイズまん延防止と患者・感染者に対する偏見や差別の解消に取り組んでいます。

福岡県においても、H.I.V感染者・エイズ患者が偏見や差別により、様々な困難に直面していることから、関係機関や団体と福岡県エイズ対策専門委員会を設置され、エイズに対する正しい知識の普及、偏見や差別をなくすための啓発活動など、H.I.V感染者・エイズ患者が尊厳を持って暮らせる社会づくりを目指した総合的な取り組みが推進されています。

本町においては、学校教育、社会教育などを通し、生命の尊厳や人権尊重を基盤としたエイズ教育の推進に努めてきました。

#### 【現状と課題】

全国・福岡県においても、新規H.I.V感染者・エイズ患者報告数は増加傾向にあり、特に最近の傾向として、日本人男性の同性間及び異性間性的接觸による感染の広がりが顕著になってきているという特徴がありますが、広く男女を問わず若年層の性的接觸による感染が拡大している状況です。（【図14】参照）

また、H.I.V感染者・エイズ患者に対する偏見や差別が、感染者を潜在化させ、その結果さらなる感染の拡大につながる危険性も指摘されており、こうした偏見や差別が感染者の就労などの社会生活に影響するといった問題もあります。

H.I.Vについて無関心の問題も存在することから、H.I.Vに対する正しい知識を広く普及させる施策の一層の充実が求められます。

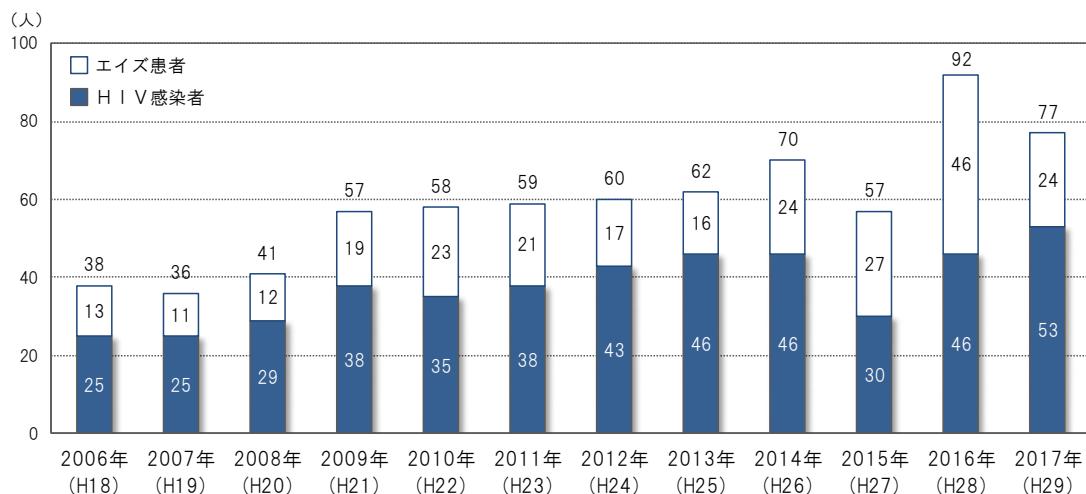
#### ※H.I.V

ヒト免疫不全ウイルスのこと。H.I.Vは、感染者の血液、精液、膣分泌液、母乳の中に存在し、性行為、母子感染、麻薬のまわしうちなどの血液感染によって感染する。H.I.Vは、免疫機能を担うリンパ球に入り込み、免疫細胞を壊しながら増殖していく、そして免疫力が低下すると、さまざまな感染症や悪性腫瘍にかかりやすくなる。

#### ※エイズ

後天性免疫不全症候群のこと。H.I.Vに感染することによって（後天性）、病原体に対する、人間に本来備わっている抵抗力（免疫）が、正常に働くこと（不全）によって発症する様々な病気（症候群）の総称。

【図14 福岡県におけるHIV感染者・エイズ患者の推移】



資料：福岡県公表資料「福岡県におけるHIV感染者・エイズ患者の状況」  
(平成30年2月22日現在の速報値)

### 【施策の方向】

#### (1) 知識の普及・啓発活動の推進

HIV感染者・エイズ患者が若年層に広がる傾向にあることから、学校教育や社会教育においてもHIVに対する正しい知識の普及を推進します。

また、HIV感染者・エイズ患者に対する偏見や差別をなくすための啓発活動を推進します。採用時や職場内において、不当な取り扱いを受けないための啓発活動を進めます。HIV感染者・エイズ患者が尊厳を持って暮らせる社会づくりを目指した総合的な取り組みを推進します。

#### (2) 患者等の人権に配慮した相談・支援

HIV感染者・エイズ患者のプライバシー保護の徹底を図ります。また、患者の相談に適切に対応するため、相談担当者の資質向上を図ります。

患者及びその家族に対する心理的な支援も必要となるため、医療機関やカウンセラーと連携しながら、安心して医療を受けられる体制の整備に努めます。

## (2) ハンセン病患者等

### 【これまでの取り組み】

ハンセン病※患者に対しては、古くから施設入所を強制する隔離政策がとられてきました。

1996年（平成8年）に隔離を主体とした「らい予防法」は廃止され、さらに、2001年（平成13年）には「らい予防法」の下に国が行ったハンセン病患者等に対する隔離政策について、国の責任を認める司法判断がなされました。これを受け国は隔離政策の誤りや人権侵害を認めて謝罪し、患者等の名誉回復や福祉対策の向上に関する措置を盛り込んだ「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」を成立させました。

本町においては、これまで関係機関と連携し、ハンセン病に関する正しい知識の普及と、偏見や差別をなくすための啓発に取り組んできました。

### 【現状と課題】

ハンセン病は、外見上の明らかな変化と慢性の経過をたどりながら重症化するため、治療法の確立がされていなかった時代には、特殊な疾病として取り扱われ、患者本人にとどまらず家族に対しても、様々な偏見や差別が加えられてきました。ハンセン病の菌の感染力は極めて微弱で、早期発見と早期治療により完治する病気です。

「らい予防法」は廃止されましたが、2003年（平成15年）においても、ハンセン病患者等の宿泊拒否問題が生じるなど、未だに以前同様の根深い社会的な偏見や差別が存在しており、ハンセン病に関する正しい知識を広く普及させる施策の充実が必要です。

また、ハンセン病療養所の入所者の多くは療養所での生活を続けています。社会復帰を希望する人が安心して生活できる環境の整備に努める必要があります。

### 【施策の方向】

今後とも、ハンセン病に関する正しい知識を普及させ、偏見や差別を一刻も早く解消するため、積極的な啓発活動を推進します。

#### ※ハンセン病

ノルウェーのハンセン博士が発見した「らい菌」の感染によって、主に皮膚や末梢神経が侵される感染症のこと。現在ではいくつかの薬剤を併用する治療法が確立され、適切な治療により完治する。

### (1) ハンセン病に関する啓発活動の推進

ハンセン病については、患者・回復者や家族に対する偏見と差別が解消されるよう、様々な広報媒体を活用し、幅広く啓発を行うとともに、医療・福祉・介護従事者等に対し、きめ細かな啓発を行います。

### (2) ハンセン病患者等の人権に配慮した相談・支援

ハンセン病に関する相談については、福岡県が各種団体や療養所、法務局等関係機関と連携して適切に対応しています。

本町においても、ハンセン病に関する相談があった場合、患者・回復者や家族の人権に配慮し、関係機関につなぎ、適切な支援に努めます。

## 8. インターネットによる人権侵害

### 【これまでの取り組み】

インターネットの急速な普及は、利用者に大きな利便性をもたらす一方で、インターネットの匿名性を悪用してインターネット上の掲示板に基本的人権を侵害する書き込みやネットいじめ※、リベンジ・ポルノ※など精神的苦痛を与える事案が多く発生しており、個人の人権や生活を脅かす情報の書き込みが増加しています。

また、インターネットを通して大量の個人情報が流出するなどの事件が多発しており、プライバシーに関する不安も高まっています。

このような状況を考慮し、国においては、2002年（平成14年）の「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」の施行により、インターネット上の掲示板における権利侵害に対し、侵害情報を削除する措置を管理者等に促し被害者救済を図っています。

また、2009年（平成21年）には「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が施行され、インターネット事業者にフィルタリングの義務づけがなされました。2014年（平成26年）には、リベンジ・ポルノ等による被害の発生・拡大を防止するために「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」が成立しました。

### 【現状と課題】

インターネットは急速に普及し、情報の収集・発信、コミュニケーション手段として生活の利便性を大きく向上させています。一方、その匿名性を悪用した差別表現の流布やプライバシー侵害など、人権侵害の事例が多く発生しています。

そのため、一人ひとりが、情報の発信・収集にあたり、個人の責任を十分に理解し、情報モラルを身に付け、情報を主体的に読み解き活用する力（メディアリテラシー）を養う必要があります。

特に、スマートフォンの普及により、子どもを中心とした無料通信アプリ等への過度の依存やトラブル等も社会問題となっています。個人のプライバシー等を守ることの重要性や情報の収集・発信における責任等の正しい理解と認識を持つことが必要です。

### 【施策の方向】

インターネットを利用する際のモラル（道徳）や情報の収集・発信について、あらゆる機会を活用して町民に広く周知し、理解を求める広報・啓発を推進します。

特に、児童生徒に対しては、学校、家庭、地域が連携して、インターネットの利用に際してのルールやマナーの指導を徹底することにより、情報を正しく見極め、責任を持って情報を発信するための教育や啓発の推進に努めます。

#### ※ネットいじめ

スマートフォンやパソコンを通じて、インターネット上の掲示板などに、特定の人の悪口や誹謗中傷を書き込んだり、メールを送るなど、陰湿に繰り返されるいじめのこと。

#### ※リベンジ・ポルノ

元交際相手などの性的な画像などを、相手の同意を得ることなく、SNSやインターネットの掲示板などに公表する行為のこと。

## 9. 性的マイノリティに関する問題

### 【これまでの取り組み】

性的マイノリティとは、レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（性同一性障がいの人）など、こころと体の性が一致しない人たちの総称です。

性的マイノリティの人たちは、子どもの頃からいじめなど様々な偏見や差別を受けたり、「男は男らしく、女は女らしく」といった、こころの性とは異なる振る舞いを要求されるなど、あらゆる場面で精神的・肉体的苦痛を受けています。

性同一性障がいについては、2004年（平成16年）に、「性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の要件を満たせば、家庭裁判所に対し、性別の取り扱いの変更の審判を申し立てることができるようになりましたが、未だ偏見や差別がみられます。

また、2016年（平成28年）には、『職場での性的マイノリティの人への差別的な言動がセクハラにあたる』ということが、「男女雇用機会均等法」に基づく事業主向けの「事業主が職場における性的言動に起因する問題に関する雇用管理上講すべき措置についての指針」に明記されました。

### 【現状と課題】

近年、性的マイノリティについては、マスコミでも多く取り上げられるなど、人権問題として幅広く認知されるようになり、また、当事者や家族が差別や偏見をなくすために立ち上がり、様々な活動を行っています。しかしながら、伝統的な価値観や宗教上の理由などから、雇用における差別や嫌がらせなど、依然として差別の対象となる事実があります。

偏見や差別を受けることなく、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現に向け、家庭や地域、学校、職場での性的マイノリティに対する理解と配慮を進めいく必要があります。

### 【施策の方向】

家庭や地域、学校、職場において、性の多様性に関する正しい理解と認識を深め、性的マイノリティを理由とした偏見や差別をなくすための啓発活動を推進します。

学校においては、児童生徒が多様な性についての理解を深め、受容する教育を進めるとともに、性的マイノリティを持つ児童生徒のこころに配慮した相談体制の充実を図ります。

## 10. 生活困窮者等に関する問題

### 【これまでの取り組み】

国においては、生活保護受給者や生活困窮者への就労・自立支援の強化、総合的な相談体制の構築、貧困の連鎖※の防止等を目指し、2013年12月に「生活保護法」の改正を行い、2015年（平成27年）には「生活困窮者自立支援法」が施行されました。

また、2014年（平成26年）には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、教育支援、生活支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援の4つを柱とし、子どもの成長段階や家庭環境に応じたきめ細かな支援を行うことが明記されるなど、国の生活保護制度や生活困窮者への対策は変化を続けています。

### 【現状と課題】

2016年（平成28年）の国民生活基礎調査によると、国の「相対的貧困率※」は15.6%であり、これらの世帯で暮らす17歳以下の子どもの割合、いわゆる「子どもの貧困率」は13.9%となっています。この背景には、社会情勢や雇用環境の変化、超高齢社会の影響が考えられます。また、近年では働いているにもかかわらず、生活が立ち行かない「稼働層の貧困（ワーキングプア）※」や、親の貧困が世代を超えて子どもに連鎖する「貧困の連鎖」などの問題も表面化しています。

本町では、生活保護受給者数・世帯ともに横ばいで推移していますが、2015年（平成27年）3月末の生活保護率は31.0%と周辺の町（苅田町・みやこ町・吉富町・上毛町）に比べて高い状況にあります。

生活困窮者の多くは地域から孤立し、支援が必要な人ほど自ら助けを求めることが困難です。そのため、早期に状況を把握し、問題がより深刻になる前に解決を図る必要があります。

さらに、病気や障がい、DV、虐待、不登校、ひきこもりなど多くの課題を抱える生活困窮者が社会から疎外されています。地域や職場、学校などのあらゆる場での偏見や差別等が自立を阻む要因の一つとも考えられます。

生活困窮者の支援にあたっては、支援が必要な人の可能性や能力に配慮した自立支援はもちろん、本人を取り巻く家庭や地域、職場、学校などの関係者が正しい人権感覚を持ち、自立に向けた伴走者となることが必要です。

#### ※貧困の連鎖

貧困家庭で育った子どもが、自ら世帯を持った際に、貧困家庭を形成してしまうこと。貧困家庭の子どもに十分な教育や福祉の支援が行き届かないことにより、社会生活の自立を阻み、再び貧困の状態に陥りやすくなる。

#### ※相対的貧困率

等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人数の平方根で割って調整した所得）の貧困線（中央値の半分）に満たない世帯員の割合のこと。（可処分所得とは、所得から所得税、住民税、社会保険料及び固定資産税を差し引いたもの）

#### ※稼働層の貧困（ワーキングプア）

正社員としてもしくは正社員並みに働いても、生活維持が困難、もしくは生活保護水準以下の収入しか得られない就労層のこと。

### 【施策の方向】

多様で複合的な問題を抱える生活困窮者からの相談に対し、就労の課題、心身の不調、家族や家計の問題などに包括的に対応していきます。

必要な支援が受けられない生活困窮者については、プライバシーに配慮した上で、地域のネットワークや訪問支援を通して生活の状況を把握します。また、本人への丁寧な情報提供と本人の意思や尊厳に基づく支援計画の策定を行い、自立に向けた支援に取り組みます。

子どもの貧困対策にあたっては、すべての子どもたちが生まれ育った環境に左右されず、また厳しい生活環境であることを理由とした偏見や差別を受けることなく、夢と希望を持って成長していく社会を目指します。行政、保育所（園）、学校、民生委員・児童委員、ボランティアなど地域が一体となって支援に取り組みます。

## 11. さまざまな人権問題

これまでに記述した以外にも、次に掲げるような様々な人権問題が存在しています。

### (1) 犯罪被害者等に対する人権侵害

#### 【現状と課題】

犯罪被害者等の支援、救済を図るため、2004年（平成16年）に「犯罪被害者等基本法」が制定され、2005年（平成17年）には、この法律に基づく「犯罪被害者等基本計画」が策定されました。

福岡県では、これらの基本法及び基本計画の方針等を踏まえ、2013年（平成25年）に「福岡県犯罪被害者等支援に関する取組指針」を策定し、犯罪被害者等の支援に関する施策を展開してきました。

しかしながら、犯罪の被害者は、事件による直接的な被害だけでなく、刑事手続の過程等で受ける精神的被害や様々な経済的負担などの二次的被害に苦しめられるなど、依然として困難な状況にあります。

現在、政府をはじめ、司法機関、民間被害者 支援団体等の各層で被害者支援のための様々な取り組みが推進されるなど、被害者支援に係る社会的気運が高まっていますが、被害者のニーズは生活上の支援をはじめ医療、裁判に関すること等極めて多岐にわたっていることから、さらに、司法、行政、医療、民間被害者支援団体等の関係機関・団体が相互に連携した活動が求められています。

#### 【施策の方向】

今後とも、警察をはじめ関係機関と連携・協力して、犯罪被害者を支援できる環境づくりに努めます。

### (2) 刑を終えて出所した人々に対する人権侵害

#### 【現状と課題】

刑を終えて出所した人々に対しては、本人に更生の意欲があっても、住民の意識の中に根強い偏見、差別意識等があり、親族であっても身元の引受けが難しいことや、就労、住居の確保などの問題が存在しています。

#### 【施策の方向】

刑を終えて出所した人々が、地域の人々の理解と協力を得て社会復帰ができるよう、啓発の推進に努めます。

### (3) アイヌの人々に対する人権侵害

#### 【現状と課題】

アイヌ民族には独自の豊かな文化がありますが、今日では文化、言語、生活様式は充分な保存、伝承が図られているとは言い難い状況にあります。1997年(平成9年)には「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が施行されていますが、いまだ民族としての尊厳回復には至っていません。アイヌの人々への理解不足から、偏見や差別が依然として存在しています。

#### 【施策の方向】

民族としての誇りや先住性に留意し、アイヌの伝統に関する知識の普及及び啓発の推進に努めます。

### (4) ホームレス(野宿生活者)の人々に対する人権侵害

#### 【現状と課題】

経済のグローバル化や雇用構造の変化、所得格差の拡大などにより、多重債務を抱えるなどの理由から、ホームレスの人々が増加しており、新たな人権課題となっています。

2002年(平成14年)には「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が施行されました。同法に基づき2013年(平成25年)に国が策定した「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」では、ホームレス及び近隣住民の双方の人権に配慮しつつ、啓発広報活動、人権相談等の取り組みにより、ホームレスの人権の擁護を推進することが必要であると明記されています。

また、福岡県では、2014年(平成26年)に「福岡県ホームレス自立支援実施計画(第3次)」を策定し、関係機関及び民間支援団体と連携のもと、ホームレスの自立支援等を行っています。

しかしながら、ホームレスの人々に対する差別や偏見による人権侵害も増えており、犯罪や悲惨な事件に発展する場合もあります。また、ホームレスの人々は、路上、公園、河川敷、海岸などさまざまな場所に暮らし、ときに他の地域へ移動しながら生活しており、広域的な対策が必要となります。特に中高年層が多いことから、健康維持対策が求められています。

#### 【施策の方向】

ホームレスの人々が抱える問題の解決を図るため、雇用の確保、自立支援をはじめ、ホームレスの人々への差別や偏見をなくすために町民への啓発を行うことが重要です。広域的に施策を実施していく必要があるため、福岡県や関係機関と連携を図って支援していきます。

## (5) 北朝鮮当局による拉致問題

### 【現状と課題】

2002年（平成14年）に行われた日朝首脳会談において北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）が公式に拉致を認め、交渉の結果、5人の拉致被害者の帰国が24年ぶりに実現しました。国は拉致問題を日朝間の最優先課題と位置づけ、拉致被害者のうち一部が帰国しましたが、それ以外の人は正確な情報がないまま安否確認すらなされていない状況があります。

また、帰国した被害者の家族は依然として北朝鮮に残されたままであり、離ればなれの生活を余儀なくされています。

### 【施策の方向】

拉致問題をはじめとする北朝鮮当局による重大な人権の侵害について、北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12月10日～16日）を中心にホームページや広報紙などで啓発を行い、この問題について町民の关心と認識が深まるよう取り組みます。

## (6) その他の人権問題

以上の類型に該当しない人権問題、例えば、福島原子力発電所事故による放射線被ばくに関する風評被害の人権侵害など、新たな人権問題が発生しています。これらについては、それぞれの問題状況に応じて、その解決に資する施策の検討を行います。

さらに、福岡県内には、同和問題に起因して教育を受けられなかった人々や在日韓国・在日朝鮮の人々が、歴史的経過によって教育を受ける権利を奪われてきたという基本的人権にかかわる識字の問題があります。

また、近年では、新たに渡日した外国人の識字の問題も指摘されています。

本町においても、同和問題に起因して教育を受けられなかった人々を対象に識字教室を開催し、この問題解決に向け取り組んできた経過があります。2003年（平成15年）から「国際識字の10年」の取り組みが推進されており、国や福岡県の動向、また住民のニーズ等も踏まえ、この問題の解決に向け、取り組みを推進します。

なお、人権問題はこの範囲にとどまるものではありません。本町としては、以上に述べてきた以外の人権問題も含め、常にその状況に留意し、この「基本指針」を通して取り組みを推進します。



## **第5章 基本指針の推進**



## 第5章 基本指針の推進

### 1. 指導者の養成

人権教育・啓発を効果的に推進するためには、住民の身近なところで、様々な人権に関する課題について正しい理解と認識を深め、人権教育・啓発を推進していく指導者が大きな役割を果たします。そのためには、町の推進体制の確立を図り、指導者育成のため、指導者養成講座や資料等の作成に努めます。

### 2. 人権教育・啓発資料等の整備

人権教育・啓発を推進するためには、何よりも、効果的な学習教材や啓発資料等が必要であるため、今後とも、これまで取り組まれてきた実践的な人権に関する学習活動の成果を踏まえながら、対象者の発達段階や知識、習熟度に応じた学習教材・啓発資料等の開発に努め、保育所（園）・幼稚園、学校、地域社会、家庭、企業・職場など生涯のあらゆる場面で人権について学ぶことができる条件の整備を推進します。

また、学習教材・啓発資料等の開発に当たっては、日常生活の中で、当然のこととして受け入れてきた日本特有の風習や世間体などの身近な問題を人権尊重の視点から具体的に取り上げ、自分の課題として考えることを促したり、人権上大きな社会問題となった事例を取り上げ、興味や関心を呼び起こすなどの創意工夫に努めます。

### 3. 効果的な手法による人権教育・啓発の実施

人権教育・啓発は、生涯にわたる長期的な過程であり、様々な立場の人々を対象とするものであることから、その活動を効果的に推進していくためには、対象者の理解の程度に応じて、ねばり強くこれを実施することが必要です。

人権教育については、早い時期から人権の大切さを学ぶことが重要であることから、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階や地域の実情等に応じ、学校教育、社会教育が相互の連携を図りながら推進できるよう、学校・地域社会・家庭で人権教育に携わっている教職員や社会教育関係者、保護者向けの人権教育資料を有効に活用して取り組みます。

また、人権啓発については、対象となる住民の世代や関心度あるいは理解度に配慮し、身近な問題をテーマとして、インターネットなどの新たなメディアを積極的に活用するとともに、同和問題啓発強調月間（7月1日～31日）、人権週間（12月4日～10日）に集中的かつ重点的な取り組みを行うとともに、日常的に人権教育啓発活動を行い、人権尊重に関する社会的気運の醸成に努めます。

さらに、人権感覚や感性を体得するという観点から、対象者が主体的・能動的に参加できる手法（例えば各種コンクール・ワークショップ※など）も具体的に検討し、住民が身近な問題として、差別や人権について自由に語り、学ぶことのできる明るく、親しみの持てる内容となるよう工夫します。

### 4. 隣保館事業の充実

---

人権センターは、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行ってますが、今後は更にこの隣保館事業の充実に努めます。

### 5. 町職員や各種団体等の研修の充実

---

町職員については、それぞれの職務に応じ、人権意識を高めるための研修の充実に努めるとともに、直接町民に接する業務や人権問題にかかわりのある業務を担当する課をはじめ、すべての部署において、施策・事業毎の人権尊重の視点に立った取り組み課題の整理とその周知のための職場での啓発・研修の充実に努めます。

また、自治会は住民で組織されているため、住民意識の高揚を図るには自治会を通して人権啓発を行う方法が最も有効です。そのために、各自治会において人権啓発推進委員を創設しており、推進委員を通して、地域への人権教育・啓発活動を強化し、さらなる展開を図っていくよう努めます。

さらに、学校や医療・保健・福祉等の関係者に対しては、人権意識を高めるための研修や教育の充実を促すとともに、社会教育団体等の人権意識を高める啓発の強化を図ります。

### 6. 福岡県、近隣市町村、関係団体等との連携

---

人権教育・啓発を総合的・効果的に推進するためには、福岡県、近隣市町村及び関係団体との有機的な連携が不可欠です。

本町においては、築上町人権・「同和」教育研究会などを通して、行政機関と民間団体等が連携・協力し、様々な人権教育・啓発活動を展開していきます。

### 7. 基本指針の見直し

---

今後の人権問題を取り巻く国際的な動向や我が国の状況、また社会環境の変化等があった場合には、「築上町同和問題早期解決と人権擁護に関する委員会」に提言を求め、必要に応じて見直しを行います。

#### ※ワークショップ

もともとは「作業場」「工房」などの意味。WORK（身体を動かす）+SHOP（自分で作ったものを公開する場）、つまり参加者が主体的に活動をしながら問題意識を高め、多くの人々と積極的に交流することによって、自分自身の中に新しい「気づき」を得るための場のこと。受け身の講義形式とは異なり、参加者自ら積極的に問題意識を持って参加することが望まれている。

## 資 料



## 資料1 世界人権宣言

1948年12月10日

第3回国際連合総会採択

### 前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫に対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

### 第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを受けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

### 第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

### 第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

### 第4条

何人も、奴隸にされ、又は苦役に服することはない。奴隸制度及び奴隸売買は、いかなる形においても禁止する。

### 第5条

何人も、拷問又は残酷な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

### 第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

## 第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

## 第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

## 第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

## 第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

## 第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を科せられない。

## 第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

## 第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自國に帰る権利を有する。

## 第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

## 第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

## 第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けすことなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家族は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

## 第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

## 第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共に

同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

### 第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

### 第20条

1　すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

2　何人も、結社に属することを強制されない。

### 第21条

1　すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。

2　すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

3　人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行なわなければならない。

### 第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各団の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

### 第23条

1　すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

2　すべて人は、いかなる差別をも受ける

ことなく、同等の勤労に対し同等の報酬を受ける権利を有する。

3　勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

4　すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

### 第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

### 第25条

1　すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

2　母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

### 第26条

1　すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2　教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として、法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

## 資料2 日本国憲法（抄）

昭和21年11月3日公布

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵澤を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳肅な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、專制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自國のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自國の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各國の責務であると信ずる。

日本国民は、國家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

### 第3章 国民の権利及び義務

第10条 日本国たる要件は、法律でこれを定める。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穏に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第18条 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪による処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

- 2 檢閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

- 2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

- 2 国は、すべての生活面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

- 2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

- 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- 3 児童は、これを酷使してはならない。

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

- 2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
- 3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要

求があれ ば、その理由は、直ちに本人及びそ の弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならぬ。

第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

第36条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁止する。

第37条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることはできない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第39条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第40条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

## 第10章 最高法規務

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

## 資料3 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成12年法律第147号)

### (目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

### (基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

### (国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関

する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

### (基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

### (年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

### (財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

### 附 則

#### (施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

#### (見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

## 資料4 築上町同和問題の早期解決と人権擁護に関する条例

(平成18年条例第86号)

### (目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下の平等を定める日本国憲法の理念及び同和対策審議会答申の精神にのっとり、最も深刻にして重大な社会問題である部落差別をはじめ、あらゆる差別により今なお人間の尊厳が侵されていることからかんがみ、速やかに、部落差別等の撤廃と人権擁護を図り、もって人権尊重を基調とする、差別のない心豊かで明るい築上町の実現に寄与することを目的とする。

### (町の責務)

第2条 町は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で町民の人権意識の高揚に努めるものとする。

### (町民の課題)

第3条 町民は、相互に基本的人権を尊重するとともに、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすための施策に協力し、自らも部落差別をはじめ人権侵害に関する行為をしない・させないように努めるものとする。

### (町の施策の推進)

第4条 町は、基本的人権を擁護し、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすために必要な施策について、町民、関係団体等と協力のうえ、推進に努めるものとする。

2 前項の施策の策定及び推進に反映させるため、総合的かつ計画的に実態調査、意識調査等を行うものとする。

### (啓発活動の充実)

第5条 町は、町民の人権意識の普及高揚を図るため、関係団体等と連携のうえ、人権啓発活動を積極的に推進し、人権擁護の社会づくりに努めるものとする。

### (推進体制の充実)

第6条 町は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすための施策を効果的に推進するため、国、県、関係団体等と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

### (委員会の設置)

第7条 町は、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすための重要事項について調査及び審議するため、築上町同和問題早期解決と人権擁護に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の組織及び運営に関する事項は、規則で定める。

### (委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

この条例は、平成18年1月10日から施行する。

## 資料5 築上町同和問題の早期解決と人権擁護に関する規則

平成18年規則第69号

**(目的)**

第1条 の規則は、築上町同和問題の早期解決と人権擁護に関する条例（平成18年築上町条例第86号。以下「条例」という。）に基づき、条例第1条の目的達成のために必要な事項を定めるものとする。

**(啓発活動の推進)**

第2条 町は、条例第5条に規定する啓発活動の充実のため、教育活動、文化活動、広報活動等を通じて、同和問題に関する知識の普及啓発及び人権思想の高揚に努め、部落差別をはじめ、あらゆる差別に係る人権侵害の発生を防止し、差別を許さない基本的人権を擁護することができる社会環境を醸成するとともに、人権啓発指導者の育成及び人権運動団体等との協力を図り、自主的研究団体を育成強化する。

**(実態調査)**

第3条 町は、条例第6条に規定する施策を推進するため、地域の実態について継続的に把握するため、必要に応じて調査を行うこととし、その結果を町の施策に反映させるものとする。

**(委員会の組織)**

第4条 条例第7条に規定する築上町同和問題早期解決と人権擁護に関する委員会

（以下「委員会」という。）は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 行政
- (2) 町議会議員
- (3) 教育委員会
- (4) 関係地区代表者
- (5) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、その任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

**(委員長等)**

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

**(委員会の会議)**

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

**(庶務)**

第7条 委員会の庶務は、人権課において処理する。

**(補則)**

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

**附 則**

この規則は、平成18年1月10日から施行する。

**附 則**

（平成22年3月18日規則第6号）この規則は、平成22年3月18日から施行する。

